

2013年(平成25年)3月27日

創価大学大学院法務研究科
評価報告書

公益財団法人日弁連法務研究財団

第1	認証評価結果	1
第2	分野別評価（認証評価結果の概要）	2
第3	評価基準項目毎の評価	7
第1分野	運営と自己改革	7
1 - 1	法曹像の周知	7
1 - 2	特徴の追求	11
1 - 3	自己改革	15
1 - 4	法科大学院の自主性・独立性	19
1 - 5	情報公開	21
1 - 6	学生への約束の履行	23
第2分野	入学者選抜	25
2 - 1	入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施	25
2 - 2	既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施	29
2 - 3	多様性 入学者の多様性の確保	32
第3分野	教育体制	35
3 - 1	教員体制・教員組織（1）専任教員の必要数及び適格性	35
3 - 2	教員体制・教員組織（2）教員の確保・維持・向上	37
3 - 3	教員体制・教員組織（3）専任教員の構成	39
3 - 4	教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成	41
3 - 5	教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス	42
3 - 6	教員支援体制（1）担当授業時間数	43
3 - 7	教員支援体制（2）研究支援体制	47
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	50
4 - 1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）FD活動	50
4 - 2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）学生評価	54
第5分野	カリキュラム	58
5 - 1	科目構成（1）科目設定・バランス	58
5 - 2	科目構成（2）科目の体系性・適切性	62
5 - 3	科目構成（3）法曹倫理の開設	68
5 - 4	履修（1）履修選択指導等	69
5 - 5	履修（2）履修登録の上限	72
第6分野	授業	75
6 - 1	授業	75
6 - 2	理論と実務の架橋（1）理論と実務の架橋	83
6 - 3	理論と実務の架橋（2）臨床科目	87
第7分野	学習環境及び人的支援体制	91
7 - 1	学生数（1）クラス人数	91

7 - 2	学生数(2) 入学者数	92
7 - 3	学生数(3) 在籍者数	93
7 - 4	施設・設備(1) 施設・設備の確保・整備	94
7 - 5	施設・設備(2) 図書・情報源の整備	97
7 - 6	教育・学習支援体制	98
7 - 7	学生支援体制(1) 学生生活支援体制	100
7 - 8	学生支援体制(2) 学生へのアドバイス	102
第8分野	成績評価・修了認定	104
8 - 1	成績評価 厳格な成績評価の実施	104
8 - 2	修了認定 修了認定の適切な実施	108
8 - 3	異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続	110
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	113
9 - 1	法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育	113
第4	本認証評価のスケジュール	122

第 1 認証評価結果

認証評価の結果，創価大学大学院法務研究科は，公益財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定する。

第2 分野別評価（認証評価結果の概要）

当財団が定める法科大学院評価基準に従い、各評価基準項目に対する評価を、分野別に総合した結果及び総評は以下のとおりである。

第1分野 運営と自己改革

【各評価基準項目別の評価結果】

1 - 1	法曹像の周知	A
1 - 2	特徴の追求	B
1 - 3	自己改革	C
1 - 4	法科大学院の自主性・独立性	適合
1 - 5	情報公開	B
1 - 6	学生への約束の履行	適合

【分野別評価結果及び総評】

第1分野の評価結果は B である。

建学の精神を具体化した法曹像は明確であり、教員・学生・社会への周知も図られている。また、当該法科大学院の掲げる特徴も明確であり、それを実現するための具体的な取り組みを行っている。自己改革に関しては、組織の整備とそのための組織・体制は整備されているが、委員会での議論の結果の共有方法などその機能及び成果には改善すべき問題点がある。情報公開については、成績評価に関して不合格の絶対評価の基準が学生に公開されていないなどの問題はあるものの、おおむね適切に実施されている。学生に対する約束についても着実に履行されている。

第2分野 入学者選抜

【各評価基準項目別の評価結果】

2 - 1	入学者選抜	入学者選抜基準等の規定・公開・実施	B
2 - 2	既修者認定	既修者選抜基準等の規定・公開・実施	A
2 - 3	多様性	入学者の多様性の確保	C

【分野別評価結果及び総評】

第2分野の評価結果は B である。

学生受入方針，選抜基準，選抜手続は明確かつ適切であり，選抜も適切に実施されているが，第1次選抜の評点，第2次選抜にかかわる各種の試験の配点が受験生に対して明示されていない点は改善の余地がある。既修者選抜の基準及び手続も適切であり，公平かつ公正に実施されている。多様性の確保については，「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が過去3年間は2割を下回っており，改善を要する状況であるが，入試改革や広報活動の強化など，多様性確保のための適切な努力をしている。

第3分野 教育体制

【各評価基準項目別の評価結果】

3 - 1	教員体制・教員組織（1）	専任教員の必要数及び適格性	適合
3 - 2	教員体制・教員組織（2）	教員の確保・維持・向上	B
3 - 3	教員体制・教員組織（3）	専任教員の構成	A
3 - 4	教員体制・教員組織（4）	教員の年齢構成	A
3 - 5	教員体制・教員組織（5）	教員のジェンダーバランス	B
3 - 6	教員支援体制（1）	担当授業時間数	B
3 - 7	教員支援体制（2）	研究支援体制	B

【分野別評価結果及び総評】

第3分野の評価結果は B である。

教員組織に関しては問題は見られなかった。教員の科目別編成，年齢構成とも適切であり，ジェンダーバランスにも配慮されている。教員の担当授業時間数については，一部の教員にオフィスアワーの負担などが過大になっている教員がおり，改善すべき点がある。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

【各評価基準項目別の評価結果】

4 - 1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）		
	FD活動		B
4 - 2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）		
	学生評価		A

【分野別評価結果及び総評】

第4分野の評価結果は B である。

F D活動の組織・体制は整備されているものの、活動の回数や科目別のF D活動について記録が残されていないなど、活動内容とその結果の共有につき不十分な点がある。当該法科大学院における各科目の到達目標を設定し、教育内容・教育方法に反映させる取り組みが積極的になされている点は高く評価できる。授業アンケートの実施とその結果を教育内容・教育方法の改善に結び付ける取り組みがされており、十分に機能している点も高く評価できる。

第5分野 カリキュラム

【各評価基準項目別の評価結果】

5 - 1	科目構成(1) 科目設定・バランス	A
5 - 2	科目構成(2) 科目の体系性・適切性	C
5 - 3	科目構成(3) 法曹倫理の開設	適合
5 - 4	履修(1) 履修選択指導等	A
5 - 5	履修(2) 履修登録の上限	適合

【分野別評価結果及び総評】

第5分野の評価結果は C である。

すべての科目にわたって必要な数の科目を開設しているとともに、学生のニーズに応じて積極的にカリキュラム改変を行う姿勢は評価できる。科目設定に関して、展開・先端科目の一部に同科目群の趣旨を十分に理解しない科目設定がされており、改善を要する。総合演習科目等においては、即日起案や自宅起案として授業外で多くの起案を課しており、その内容は必ずしも司法試験対策に偏るものとまでは認められなかったものの、今後の実施については司法試験対策に偏重しないよう配慮が必要である。履修選択指導については充実している。履修登録の上限を超えないように科目が設定されているものの、チューターによる土曜補習が起案課題の復習等を内容として毎週土曜日に3～5時間行われており、授業で課される課題の量が多いことも併せ考えると学生の自学自修を圧迫するおそれがないとはいえない。

第6分野 授業

【各評価基準項目別の評価結果】

6 - 1	授業	B
6 - 2	理論と実務の架橋(1) 理論と実務の架橋	B

【分野別評価結果及び総評】

第6分野の評価結果は B である。

授業の計画・準備は適切になされており、ポータルサイトを利用して教材の配布等が行われ、利用しやすい。授業も到達目標を反映させて行っており、この点は評価できる。もっとも、民事系において、要件事実論の修得と実践に多くの時間を充てた結果、相対的に理論面での授業の比重に減少が見られた。演習科目における授業外での起案の回数が多数回に及んでおり、司法試験対策偏重にならないよう今後も配慮が必要である。理論面の教育と実務面の教育のあるべきバランスには引き続き検討が望まれるものの、理論と実務の架橋に配慮した授業が行われている。「エクスターンシップ」については、履修者数を増やす努力が認められるものの、臨床科目の充実についてはさらなる努力が必要である。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

【各評価基準項目別の評価結果】

7 - 1	学生数(1) クラス人数	適合
7 - 2	学生数(2) 入学者数	適合
7 - 3	学生数(3) 在籍者数	適合
7 - 4	施設・設備(1) 施設・設備の確保・整備	A
7 - 5	施設・設備(2) 図書・情報源の整備	A
7 - 6	教育・学習支援体制	B
7 - 7	学生支援体制(1) 学生生活支援体制	A
7 - 8	学生支援体制(2) 学生へのアドバイス	A

【分野別評価結果及び総評】

第7分野の評価結果は A である。

クラス人数、入学者数、在籍者数は、いずれも適合である。自習室も学生数を超えて用意されており、専用図書室を含め24時間利用が可能であるなど、施設・設備の整備も良好である。図書・情報源については、法科大学院専用図書館の拡充、新たなデータベースの導入など、前回認証評価時以降改善が見られる。奨学金、学生寮など、学修支援体制を含め充実している。

第8分野 成績評価・修了認定

【各評価基準項目別の評価結果】

- 8 - 1 成績評価 厳格な成績評価の実施 C
- 8 - 2 修了認定 修了認定の適切な実施 A
- 8 - 3 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続
B

【分野別評価結果及び総評】

第8分野の評価結果は B である。

法律基本科目について科目毎に詳細な到達目標を設定し、成績評価の中で到達度合いの確認に活かそうとしている点は評価できる。しかし個別の科目の成績評価について、合否の区別にかかる絶対評価の基準が一定の目安も設定されず担当教員に一任されており、定期試験の採点評価の厳格さを損なっている点、平常点の取扱いが不適切な科目があった点などは改善を要する。修了認定の基準、体制、手続の設定、修了認定の基準の開示のいずれも適切であり、実施も適切である。成績評価及び修了認定にかかる異議申立手続は良好に整備され、学生にも適切に周知されている。むしろ、手続きが厳格にすぎるくらいがあり、この点は改善の余地がある。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

【各評価基準項目別の評価結果】

- 9 - 1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育 C

【分野別評価結果及び総評】

第9分野の評価結果は C である。

法曹に必要なマインド・スキルの養成につき、必要な水準に達している。とりわけ、少人数の利点を活かしたきめ細やかな指導や当該法科大学院の「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の設定及びその活用は、評価できる。しかし、実務家教員と研究者教員の共同授業のあり方、双方向授業の実施については改善すべき点がある。自己改革・FDの姿勢について不十分な点が見受けられた。当該法科大学院におけるさらなる努力を期待したい。

第3 評価基準項目毎の評価

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 養成しようとする法曹像

ア 開設から2012年度まで

当該法科大学院は、創立者池田大作が当該大学の建学にあたり示した「人間教育の最高学府たれ」、「新しき大文化建設の揺籃たれ」、「人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ」との建学の精神に基づき、次のような法曹を育成していくとのことである。

(ア) 一人ひとりのかけがいのない人生に対して深く共感しうる豊かな人間性、法曹としての必須の基礎力と確固たる実力(高度の専門的な法律知識、幅広い教養、深い洞察力、国際的な素養)及び法曹としての責任感と職業倫理等を備えた法曹を養成する。

(イ) その上で、当該法科大学院の建学の精神に照らし、特に、次のような特性を有する法曹の養成を目標とする。

a 生活者の側に立つ人間性豊かな法曹

多種・多様な法的紛争の場面において、「国民の社会生活上の医師」として、生活者の立場に立って問題の解決を図ることができる人間性豊かな法曹。

b 人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹

複雑化・混迷化する国際社会にあって、人権感覚に優れ、平和の理念を堅持し、国際機関・人権機関等の国際舞台で活躍することができる法曹。

c 国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー

取引や交渉をはじめ、種々の法的紛争もますます国際的な広がりをもちつつある現代社会において、海外・企業法務や知的財産法の実務に習熟し、国際的視野に立ち物事を判断する能力を有する法曹。

イ 今後の目標

当該大学では、2010年4月1日、創立50周年(平成32年)に向けた「創価大学グランドデザイン」を発表し、「建学の精神に基づき創造的

人間を養成する大学」を目指すことを示した。また、当該大学は2011年4月1日、法学研究科等の大学院と専門職大学院が統合する形で組織を再編し、創価大学専門職大学院学則を創価大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に一本化する改正を行った。

これら当該大学全体における取り組みを踏まえて、当該法科大学院でも、養成しようとする法曹像について改めて検討を加え、従来当該法科大学院が掲げていた「養成しようとする法曹像」を前提としつつ、これまで輩出した実務法曹の進路や活躍の現状等を踏まえて、次のように改めることとした。

当該法科大学院は、創立者が当該法科大学院紀要（「創価ロージャーナル」）の創刊号において示した法曹の使命と責任を踏まえて、人権、民衆の幸福、社会正義、平和を法曹が目指すべき「善の価値」と位置付け、これら善の価値を創造してゆく法曹を養成するとの考えに基づき、具体的には、次のような法曹の養成を目指すこととした。

a 他者への思いやりがもてる豊かな人間性を備えた法曹

生命の尊厳と人権の大切さを理解し、すべての他者への深い理解と思いやりをもつ法曹、とりわけ民衆の幸福を第一義に考える法曹。

b 平和に貢献する法曹

当該法科大学院の建学の一つである「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」という精神を実現すべく、平和に貢献する法曹。

c 堅固な基礎＝実力を備えた法曹

以上のような理念を実現し、善の価値を創造してゆくためには、徹底した学問的努力に裏付けられた基礎的な力量、堅固な基礎＝実力が不可欠となる。このため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、深い洞察力等の堅固な基礎＝実力を備えた法曹。

このように、2013年度から、開設以来掲げてきた「養成しようとする法曹像」を前提としつつ変更を加えたが、変更前と変更後の「養成しようとする法曹像」の関係は、以下のとおりとのことである。

すなわち、当該法科大学院は、前記（ア）にあるように「豊かな人間性を備えた法曹」、「確固たる実力を備えた法曹」の養成を当初から目指していたが、そのことを再認識して前面に押し出すとともに、当該大学の建学の精神の一つである「世界平和の実現」に貢献する法曹を養成することを明確にする趣旨（これまでは「人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹」と表現していた。）で、a「他者への思いやりがもてる豊かな人間性を備えた法曹」、b「平和に貢献する法曹」、c「堅固な基礎＝実力を備えた法曹」を養成することに変更した。

表現においてやや抽象度が高くなり、法曹像としての具体性が薄くなったが、実質的な内容に変更があるわけではないとのことである。むしろ

る、法曹といっても法廷活動を中心とした従来型の実務法曹だけではなく、多様な活動の在り方（「活動の形」といってもよい。）を各人が見つけ出さなければならない状況になっているのであり、例え、どのような活動の形をとるにせよ、法曹としてこの部分だけは動かせないという部分は何かを考えた結果として、前記の3つの法曹像を目指すこととしたとのことである。

ウ 「養成しようとする法曹像」と「法科大学院の三指針」との関係

当該法科大学院は、「養成しようとする法曹像」とは別に、「法科大学院の三指針」を定めるがこの「法科大学院の三指針」と「養成しようとする法曹像」との関係に関する当該法科大学院の説明は、以下のとおりである。

「(当該大学院の「法科大学院の三指針」は)目指す法曹の資質であり、養成しようとする法曹像とは異なる次元のものと理解している。例えば、開学以来示してきた「生活者の側に立つ人間性豊かな法曹」、「人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹」、「国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー」という養成しようとする法曹像は、どのような法曹として活動するかといういわば「活動の形」(前述)を示したものと見えるが、その法曹として活動する「人間」としての資質は如何にあるべきかということを示したのが「三指針」であると理解している。今回の養成しようとする法曹像の表現の抽象度が高くなり、どのような法曹として活動するのかという「活動の形」がやや見えにくくなったかも知れないが、三指針が示すものは、法曹として「活動する形」が如何なるものになるとしても、その「人間」としての資質は如何にあるべきかを示したものであることに変わりがないと考えている。」とのことである。

(2) 法曹像の周知

当該法科大学院が養成しようとしている法曹像は、法科大学院ホームページ、入学試験要項、法科大学院パンフレット、「創価ロージャーナル」などに掲載し、学内外へ周知されている。さらに、具体的には、次のような取り組みが行われている。

ア 教員への周知、理解

当該法科大学院が養成しようとする法曹像は、法務研究科委員会(研究科委員会)や各種委員会等において、教学に関わる様々な議論をする中で周知を図っている。事務職員もこうした会議に出席しているため、法曹像について共有している。また、入学者選抜には、ほぼ専任教員全員が関わるので、同選抜を通じて養成されるべき法曹の具体像について、専任教員間で継続的な議論がされている。

なお、非常勤の教員や、法科大学院修了生を中心とした若手弁護士から選任するチューターに対しても、年2回開催している教員研修懇親会

への参加要請を行うとともに、各種資料の配布、意見交換を通じて、法曹像の周知を行っている。

イ 学生への周知，理解

学生に対しては、入学時、各学期の開始・終了時に行われるガイダンスをはじめ、履修選択や進路選択の場面で、教職員・チューターにより法曹像に沿った指導・助言や情報提供が行われている。

さらに、当該法科大学院では、学生の将来の進路にあわせ、展開・先端科目群を設置し、その中で、法曹像の実現に向けた助言・相談と支援がされている。また、入学試験合格者に対しても、「入学予定者説明会」や「入学予定者事前研修」を開催し、当該法科大学院の目指す法曹像の周知がされている（5 - 4 参照）。

ウ 社会への周知

毎年、当該法科大学院が主催して、全国の主要都市（東京・大阪・名古屋・福岡・札幌など）で入試説明会を開催するだけでなく、民間機関の主催で開催される全国各地の法科大学院説明会にも参加して、必要な発信をし、当該法科大学院の目指す法曹像の周知を行っている。また、マスコミや予備校その他の広報機関からの取材に応じ、当該法科大学院の法曹像を含む基本方針を社会に対して周知している。

2 当財団の評価

創立者の建学の精神を具体化した法曹像は明確であり、教員・学生・社会への周知も図られている。もっとも、いくつかの提言のそれぞれの関係が必ずしも明らかでなく、総花的になりがちなのはやむを得ない面もあるが、もう少し単純化するともっとわかりやすくなると思われる。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。

1 - 2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 当該法科大学院の特徴

ア 当該法科大学院の特徴の内容

当該法科大学院は、これまで、徹底した少人数教育、理論と実務を架橋する授業、人間主義を理念とした教育、要件事実教育の重視の4点を特徴として挙げてきた。

当該法科大学院は、現在に至るまでの様々な教育実践を踏まえて、上記特徴は維持しつつ2013年度以降、理論と実務を架橋する授業、きめ細かな学修指導、徹底した法文書作成能力の養成の3点を当該法科大学院の特徴として再構成した。

イ 特徴に関する変更の理由

当該法科大学院は、上記のような特徴に関する変更を行った理由につき、以下のように説明する。

「専任教員に占める実務家教員の割合が高いことや、要件事実教育を一つの柱としながら実施してきたこれまでの本学の教育の特徴としての「理論と実務を架橋する授業」はこのまま維持すべきものと考えた。

これまで特徴として挙げてきた「徹底した少人数教育」は、2010年度から定員を削減したことから、必然的に少人数にならざるを得ず、これを特徴として掲げるのはふさわしくないと思料し、むしろ教員がチューターの協力を得ながら実際に行ってきた学修指導の実態(面倒見のよさ)を特徴とすべきではないかと考え、「きめ細かな学修指導」を特徴としたものである。

目指すべき法曹像として「豊かな人間性を備えた法曹」を掲げていることからわかるように「人間主義を理念とした教育」理念を今後も継続していくことに変わりはないが、これまでそのための具体的なカリキュラムとして設けられてきた「人権論・法律家論」と「実定法と基礎法」の各科目が、「法と正義」という科目に再統合することを契機に(その理由は、法曹の使命と責任としての「社会正義の実現」とは何かをより直截的に学ぶべきではとの考えによる。)、これを教育の特徴の一つとすることは取りやめることとしたものである。

「徹底した法文書作成能力の養成」を挙げたのは、入学から修了までの間、起案課題やレポート課題など、様々な法文書作成の訓練を重視し、実際に実施してきた本法科大学院の教育の実態を、そのまま特徴としたほうがふさわしいと考えたからである。」とのことである。

(2) 「養成しようとする法曹像」と「特徴」との関係

当該法科大学院は、「養成しようとする法曹像」と「3つの特徴」との関係について、以下のとおり説明する。

すなわち、「2013年度から掲げた3つの特徴は、いずれも「堅固な基礎＝実力を備えた法曹」の養成という観点に直接結びつくものと考えている。

「きめ細かな学修指導」や「徹底した法文書作成能力の養成」は、教員（あるいはチューター）との人間的な信頼関係の中で行われるものであって、学生は、この人間的なふれあいと切磋琢磨を通じて人間性を磨き、法曹としての使命・責任を自覚し、人格を高めていくことによって、豊かな人間性を備えた法曹として育っていくことができると考えている。」とのことである。

(3) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 理論と実務を架橋する授業

(ア) 実務家教員の充実

当該法科大学院は、各分野における実務経験を有する実務家教員による授業を多く設置している。当該法科大学院の専任教員21人のうち、12人が検察官、弁護士の実務経験をもつ実務家教員である。

(イ) 要件事実教育の充実

当該法科大学院は、要件事実教育を、実務的にも法理論的にも非常に重要な考え方であると位置付け、要件事実や事実認定の基礎を学ぶ科目を2年次科目として配当している。「要件事実論」は、法曹にとって不可欠の実務ツールであるばかりか、「裁判規範としての民法」という観点から従来の民法学の成果を再点検することを迫るものであるから、法曹を目指す学生にとってその基本のマスターは不可欠なものとする。そして、これを支えるものとして「法科大学院要件事実教育研究所」(所長:若柳善明法科大学院教授)が設置されており、その研究成果を広く公開している。

(ウ) 演習科目等における架橋

当該法科大学院では、2年次以降の法律基本科目と法律実務基礎科目の多くは、研究者教員と連携の上、実務家教員が中心となって、判例・事例を題材として、討論・訴状・準備書面・起訴状・冒頭陳述書など各種訴訟関係書面の作成などを通じて演習を実施している。授業においては、理論的な学修はもちろんのこと、実務家の観点を織り交ぜながら、法理論と法実務の双方の理解を深めるとともに、両者の架橋を行い、法曹として必要な実務に根ざした法理論の修得を目指している。また、エクスターンシップでは、法律事務所や企業の法務部における研修を通して、授業で学修したことが法律実務の現場でどのように運用されるのかを学生に体験させているとのことである。

イ きめ細かな学修指導

(ア) 少人数による演習中心の授業

当該法科大学院では、法律基本科目及び法律実務基礎科目では、クラス毎の学生数(履修登録者数)が平均16人～17人の少人数であり、教員と学生の人間的ふれあいを密にした授業が行われている。また、少人数でクラス編成をすることにより、双方向・多方向の討論を通じて専門的な法知識を修得しつつ、法的分析能力・法的議論能力はもとより、批判的検討能力・創造的思考力など、実務法曹として不可欠な能力の育成の場を設けている。また、教員と学生の人間的ふれあいの中から、人間性を磨き、法曹としての生き方などを学ぶ機会の提供を行っている。

(イ) 学修サポート体制の充実

授業の教育効果を十分にあげられるように、教材や資料の事前配布やオフィスアワーの実施により、学修支援システム(ポータルサイト)の活用、チューターによる土曜補習などの学修支援、進路相談などの対応をしている。また、授業とは別に専任教員がアカデミック・アドバイザーとなって、学生に対し個人指導を実施している。

ウ 徹底した法文書作成能力の養成

当該法科大学院は、入学から修了に至るまで、徹底した法文書作成の訓練を行い、法文書作成能力の育成を図っている。「法文書作成」という科目を設定するほか、1年次では毎週行われている土曜補習で、法文書作成の機会を設けチューターによる添削・指導を行っている。また、2年次以降のほぼすべての演習科目で、課題レポートや起案(自宅起案・即日起案)を実施している。これにより、当該法科大学院の学生は、ほぼ毎日何らかの法文書作成の機会を得ていることとなる。それらの課題や起案の多くは、教員・チューターによって丁寧な添削を行った上で返却し、学生一人一人の起案能力の養成に努めている。

(4) 取り組みの効果の検証

当該法科大学院における上記(3)の取り組みは、2004年の法科大学院開設以来継続的に取り組んできたものであり、学生への授業アンケートや司法試験合格者からのヒアリング等の結果からみても肯定的な評価を受けているとのことである。

学修支援委員会や研究科委員会では、各担当科目の授業状況等の報告を受けただけではなく、個々の学生の起案・レポート課題などの出来具合などを前提とする生活状況や学修状況まで報告をさせ、当該法科大学院の取り組みがどのような効果をもたらしているかを検証しようとしているとのことである。

(5) その他

現地調査の過程において、当該法科大学院法務研究科長は、以下のようなコメントを寄せてきた。すなわち、「本法科大学院には、韓国法や中国法など東アジア法に詳しい専任教員が所属している特色を活かし、東アジア法に特化する形で国際性の涵養に努めるとともに、その特色を活かしつつ、東アジア法に精通した法曹の養成を目指してまいりたい。また、東アジア法に関係した国際エクスターンシップ科目の創設なども検討してまいりたい。」とのことである。

2 当財団の評価

当該法科大学院が、特徴を3点に絞り上げた点は明確であり、各特徴を実現するため具体的な取り組みを行っていることが認められる。しかし、その取り組みによって具体的にどのような成果が現れたのか、その検証が今なお十分でない。

さらにいえば、創立者の建学の精神に基づき当初の「養成しようとする法曹像」について「国際性」を強調しながら、2013年度からの「養成しようとする法曹像」と「3つの特徴」では「国際性」を挙げていないことについては十分な説明がなされていない。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

特徴の明確性、取り組みの適切性が、いずれも良好である。

1 - 3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。

「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 当該法科大学院の現状

(1) 組織・体制の整備

ア 法科大学院

当該法科大学院における自己改革を目的とした組織としては、大学院学則第2条第2項に基づき、研究科委員会の下に、「FD・自己点検委員会」が設けられている。また、その他の委員会としては、「教務委員会」、「入試委員会」、「学生委員会」、「学修支援委員会」、「フォローアップ委員会」、「人事委員会」、「成績評価委員会」、「図書選定委員会」、「ロージャーナル委員会」が設けられている。

FD・自己点検委員会は、自己点検・評価の実施に関する事項、第三者評価機関による認証評価に関する事項、教員研修懇談会の企画立案に関する事項、外部研修への参加に関する事項、授業の相互参観の実施に関する事項、学生アンケートの実施に関する事項、その他FD・自己点検に関する事項の審議検討・実施の任に当たるとのことである。

イ 大学全体

当該大学全体では、自己点検及び第三者評価を実施するために、「全学自己点検・評価委員会」が組織され、この下に大学自己評価委員会及び法人自己評価委員会が置かれている。

(2) 組織・体制の活動状況

F D・自己点検委員会は、基本的には月例の研究科委員会の開催日にあわせて開催されるが、必要性に応じて適宜開催している。F D・自己点検委員会は、授業の相互参観、中間・期末の授業アンケートの実施とその結果の検討などを中心に活動している。また、当該法科大学院では、公法系、民事系、刑事系のF D・自己点検委員会の各部会を設置しており、授業実施の方針や運営方法、授業相互の情報交換・課題の負担の状況、教材開発などについて協議検討を行っている。もっとも、この各部会の会議については議事録などの記録は残されていない。教務委員会は、原則として、公法系・民事系・刑事系の各系の教員から構成されており、カリキュラムの編成・授業内容の検討など教務内容にかかわる事柄について検討し、研究科委員会で審議するための原案などを担っている。

入試委員会は、S日程・A日程・B日程の各入試の実施を、学修支援委員会は、入学予定者事前研修、アカデミック・アドバイザーによる学生相談、チューターによる学修支援を、学生委員会は、学生の懲戒・奨学金・学生寮に関する事項を、フォローアップ委員会は、修了生の進路状況調査や連絡を、人事委員会は、教員人事を、成績評価委員会は、成績評価に関する異議申立ての対応を、ロージャーナル委員会は、「創価ロージャーナル」の編集発行を、それぞれ活動内容としていて、定期・不定期に開催されている。

(3) 組織・体制の機能状況

定例の研究科委員会に先立ち、必要に応じて各種委員会の会議が行われており、各種委員会でまとめられた提案・原案を前提に、研究科委員会で審議され決定される流れが確立している。

例えば、入学者選抜は入試委員会での審議を経た上で、研究科委員会において審議・検討がされているとのことである。

また、全専任教員が入学者選抜や修了認定に関わっており、教育体制等への積極的関わりは共有されている。

さらに、フォローアップ委員会は、当該法科大学院開設以来の全修了者の司法試験受験の有無、受験資格及び合否並びに就職先（法律事務所名、所属官公庁・会社名等）の情報を把握するように努めており、現状、大半の修了生の状況が把握されており、全専任教員も研究科委員会を通じて情報を共有している。

修了生の進路等の把握状況について補充すれば、以下のとおりである。

すなわち、修了生に対して、司法試験受験及び合否調査の際に、進路状況も調査している。また、機会ある毎に修了生や教員からの進路情報の収集に努めている。こうして得られた情報を基に「法科大学院修了生（含む中退者）進路データ」を作成するとともに、ポータルシステムの「学生情報照会（法科大学院）」にも進路情報は掲載している。

その他，法科大学院協会の総会・シンポジウム，日本弁護士連合会主催のシンポジウム等に積極的に参加するほか，文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会などの議事録等を適宜注視しながら，全国的な法曹養成教育の状況等を把握するとともに，当該法科大学院修了者の進路の調査・把握や，修了者との懇談・ヒアリングを実施するなどの方法により，当該法科大学院による法曹養成教育の状況等を客観的に検証し，問題状況・改善の方向性等を検討している。

(4) その他

「創価ロージャーナル」の発行など，教員の研究活動について，現地調査の過程において，当該法科大学院の法務研究科長は，以下のようなコメントを寄せた。すなわち，「本法科大学院の研究活動の不活発」と題して，「本法科大学院の研究支援体制は外形的には充実しているが，それらは学部教員と同一の基準によって運用されているために，特に在外研究制度などについては法科大学院専任教員にとっては事実上，利用が困難なものになっている。そのため，今後は，法科大学院の実情に適合するような在外研究制度（例えば春休み・夏休みを利用した超短期の在外研究など）の創設を，積極的に検討する。」というのである。

2 当財団の評価

当該法科大学院では，「FD・自己点検委員会」を月に一度開催し，自己点検及び評価を行い，併せてFD活動を行うとのことであり，自己改革に関しても一定の努力はうかがえる。

しかしながら，当該法科大学院においては，FDと自己点検を同一の委員会で検討しており，その活動も両者を合わせて月一回1時間程度と活発ではない。また，同委員会においては多くの時間をFDに関する検討に割いており，自己点検に関する検討については積極的とはいえない状況にあった。また，科目別の分科会は存在するものの，記録が残されていないなど自己点検が組織的に実効性あるものとして行われてきたかについては疑問が残った。

また，当該法科大学院には，後記の各分野で指摘しているように，入学者における社会人・非法学部出身者の減少や成績評価基準があいまいな点をはじめとして，多くの問題点が存在するにも関わらず，一部については個別に改善が図られてきてはいるものの，多くの問題点が改善されずに放置されてきており，組織的な自己改革の姿勢において不十分な点があるといわざるを得ない。

当該法科大学院の問題点については，本認証評価現地調査における指摘などを踏まえて，当該法科大学院が改善のための対応をとることを表明しており，早急な改善に向けた取り組みがなされるものと思われる。個別的問題点の改善のみならず，組織的な自己改革の体制の整備・拡充が望まれる。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも法科大学院に必要とされる水準に達しているが、なお改善を要する。

1 - 4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 法務研究科委員会(教授会)の権限

大学院学則第50条の規定に基づき、研究科委員会は、法務研究科長(研究科長)・所属する専任の教授・准教授・講師及び助教をもって構成される。研究科委員会では、学位の授与に関する事項、教員人事に関する事項、自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項、FDに関する事項、学位論文の審査及び最終試験並びに課程の修了に関する事項、入学試験及び課程修了認定に関する事項、研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項、研究科科目等履修生及び研究生に関する事項、学生の身分及び厚生補導に関する事項、学生の懲罰に関する事項、学長の諮問事項、その他研究科に関する事項を審議し、その企画・立案・実施のため、多くの委員会を設置している。

教育活動の重要事項の意思決定は、以下のルールに従ってされている。すなわち、カリキュラムの制定・変更は、公法系・民法系・刑事法系の各部会において素案を作成し、教務委員会で検討を重ね原案を作成し、研究科委員会で決議している。人事は、法務研究科人事委員会の審議を経て、研究科委員会で審議・決定している。

学校法人としての予算の作成・執行権限は大学当局にあるので、すべて学校法人創価大学の理事会で決議され、その面で形式的には独自性・自立性を発揮することはできないが、事実上の慣行として、法科大学院の予算編成の過程において研究科委員会が要望を申し入れ、理事会は、これについて最大限の配慮をした上で予算を決定している。なお、法科大学院図書室予算は、別立てで図書館管轄の予算となっているが、図書委員会において購入希望図書やデータベースなどについて決議しており、それに対応する十分な予算措置が講じられている。

(2) 理事会等との関係

ア 大学院委員会との関係

2011年4月の大学院学則の改正に伴い、専門職大学院委員会が廃止され、法科大学院も大学院委員会の下に置かれることとなった。大学院学則第49条に基づき、大学院委員会は、学長・各研究科長及び各研究科委員会から選任された担当教授各2人をもって構成されており、大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項、研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項、教員の人事に関する事項、各種委員会の設置及

び廃止に関する事項， 学長の諮問事項， その他大学院に関する重要事項について審議決定することになっている。

大学院委員会は，大学院全体としての重要事項を審議決定するが，各研究科委員会相互の関係等を調整する必要があるほかは，教育活動等の教務事項及び教員人事等については，研究科委員会での決定が大学院委員会において覆されることはなく，実質的独立性は保持されている。

イ 理事会との関係

学校法人創価大学寄付行為及び学校法人創価大学常任理事会規程に基づき，理事会及び常任理事会は， 学校法人の業務， 教職員の人事， 服務及び給与に関する事， 予算執行に関する事， 学内諸規程の制定・改廃に関する事， 資産運用に関する事等を審議決定するが，教員人事は，研究科委員会の決定が理事会で覆されることはなく，研究科委員会における決定どおりに承認されるのが，当該大学の確立された慣行となっている。したがって，これらの事項については理事会との関係で，実質的独立性を保持している。

大学院委員会・理事会，法務研究科委員会の形式的な権限関係，後者の前者に対する実質的独立性の担保に関しては，以下のとおりである。

教員人事に関しては，法務研究科委員会で新規採用又は昇任候補者の選定・審査を経て決定し，大学院委員会で承認の後，理事会で最終的に承認している。このように教員人事の主体は，あくまで法務研究科委員会であり，大学院委員会又は理事会主導の人事がなされたことや，法務研究科委員会から挙げた人事が覆された例はない。

(3) 他学部との関係

当該法科大学院専任教員のうち1人は法学部専任教員を兼ねており，ほかに法学部からの兼任教員が10人いるが，当該法科大学院では，法学部の運営に左右されることなく，自主独立で運営されている。もっとも，時間割決定の際に，兼任教員の出講日や教室の確保などの必要が生じることがあるが，自主決定に影響を及ぼすものではない。

2 当財団の評価

法科大学院としての実質的な自主性・独立性は保たれている。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

当該法科大学院の自主性・独立性に問題はない。

1 - 5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 公開されている情報の内容

当該法科大学院では、在籍学生数や修業年限、教員数等の基本情報のほか、教育活動に関する情報として、養成しようとする法曹像(教育目標と目指すべき法曹像)、入学者選抜に関する事項(アドミッション・ポリシー、入学定員、入学試験の概要、入試説明会、入試結果、過去問など)、教育内容等に関する事項(授業内容、カリキュラム、シラバス、時間割、レジュメ等の教材、入学予定者事前研修の内容、チューターによる学修支援など)、教員に関する事項(教員のプロフィールと担当科目)、履修や成績評価に関する事項(履修登録、成績評価、進級制等)、学生の学習環境に関する事項(模擬法廷教室、法科大学院図書室と自習室、学生寮、奨学金など)、司法試験結果、修了生サポート(TKCやジュリナビ等)などが公開されている。

また、認証評価の結果のほか、法科大学院図書室や要件事実教育研究所の利用案内や概要も公開している。

入学者選抜に関する事項のうち、書類審査と筆記試験、面接試験の配点が入学試験要項等で受験者に公開されていない。

成績評価に関する事項について、大学院学則第26条によれば、法科大学院の成績評価は、S・A・B・C・D(以上が合格)、Q(再試験で合格した場合)、E(不合格)、N(評価不能)で行われ、E評価は絶対評価によるとされている。この絶対評価基準について、数値的な基準は設定されおらず、各科目担当者が個別に設定することになっている。

(2) 公開の方法

上記の教育活動等に関する情報のうち、養成しようとする法曹像、入学者選抜に関する事項、教育内容等に関する事項のうち授業内容・カリキュラム・入学予定者事前研修の内容・チューターによる学校支援に関する事項、教員に関する事項、学生の学習環境に関する事項、司法試験結果、修了生へのサポート等が基本情報とあわせて、法科大学院ホームページ・法科大学院パンフレット・入学試験要項において一般公開されている。

なお、法科大学院パンフレット2013がデジタルパンフレットとして2013年度入学試験要項がPDFファイルとしてホームページにも公開されている。

また、学生に対しては、教育内容等に関する事項のうち授業内容・カ

リキュラム・シラバス・時間割・レジюмеやレポート課題等の教材関係，履修や成績評価等に関する事項（履修登録，成績評価，進級制等）が，法科大学院要覧及びポータルサイトにおいて公開されている。その他，授業アンケート結果とそれに対する教員のコメント等もポータルサイトにおいて公開されている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

当該法科大学院では，学内外からの質問があった場合，事務室においてメール・電話・窓口などで対応している。

学生からの質問や提案については，授業アンケート（中間・期末）のほか，アカデミック・アドバイザーの面談などにおいて対応するとともに，法科大学院の学生によって構成される学生自治会からの質問や要望・提案についても，個別対応だけでなく，共通性のあるものについては適宜，教務委員会等各種委員会などで採り上げて検討している。

また，文部科学省等の官公庁による各種状況調査には，その都度迅速に対応するほか，法科大学院協会や日本弁護士連合会等からの調査・質問についても適宜対応している。

2 当財団の評価

情報公開は適切に行われているが，成績評価に関して不合格の絶対評価の基準が学生に公開されていない点，入学者選抜に関して書類審査と筆記試験，面接試験の配点が受験者に公開されていない点については改善が望まれる。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

入学者選抜や成績評価に関する事項に関して改善が望まれる点はあるものの，情報公開は適切に行われている。

1 - 6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

当該法科大学院は、学生に約束した教育活動等の重要事項としては以下の点を挙げている。

適切な科目開設と教員の配置

学修サポート体制の充実(教材や資料の事前配布, オフィスアワー制度, アカデミック・アドバイザー制度, チューター制度)

充実した学習環境の整備(自習室, 図書室, 学生寮)

経済的なサポート体制の確立(各種奨学金の提供)

(2) 約束の履行状況

当該法科大学院は、学生に約束した重要事項について、以下のとおり履行している。

法律基本科目群, 法律実務基礎科目群, 基礎法学・隣接科目群, 展開・先端科目群のすべてにわたって、適切に科目を開設し、法律基本科目群のすべての分野において必要な専任教員を配置するとともに、憲法を除く6分野で研究者教員と実務家教員の両方を配置している(3-1, 3-3参照)。

教員によるアドバイザー制度, チューターによるアドバイスの体制を整備している(7-8参照)。また、教育支援システムとしてポータルサイトが用いられ、シラバスの公開, 教材のアップロード, レポートの提出, 学生への科目担当者からの連絡などに積極的に活用されている(7-4参照)。

自習室, 図書館, 学生寮についても充実を図っている(7-4, 7-5参照)。

各種奨学金についても給付型を充実するなどしている(7-7参照)。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

法律基本科目には、原則として授業時間に引き続いてオフィスアワーを置いているが、時間割の関係上やむなく、他の授業科目(選択科目)とバッティングしてしまうことがあるが、このような場合は、個々の教員がオフィスアワーを使えない学生のために個別的に質問時間等を作るなどの工夫をして対応している。

2 当財団の評価

学生への約束の履行に関しては、積極的に対応している。現地調査等の結果でも、この点の学生の不満は聞かれなかった。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

当該法科大学院が学生に約束した教育活動等の重要事項については、おおむね履行されている。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 当該法科大学院の現状

(1) 学生受入方針

当該法科大学院では、当該大学の建学の精神を踏まえ、かけがえのない人生に対して深く共感しうる豊かな人間性、法曹としての必須の基礎力と確固たる実力を備えた法曹を養成することを目標としている。2012年度入学試験までは、アドミッション・ポリシーとして、「生活者の側に立つ人間性豊かな法曹」、「人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹」、「国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー」を学生受入方針としていた。2013年度入学試験からは、このアドミッション・ポリシーの改正を「2013年度入学試験要項」において行い、「創造的人間の育成」という当該大学のミッション・ステートメントを踏まえて、「他者への思いやりがもてる豊かな人間性を備えた法曹」、「平和に貢献する法曹」、「堅固な基盤＝実力を備えた法曹」へと変更している。

(2) 選抜基準と選抜手続

当該法科大学院では、5つの入学試験を実施している。S日程試験としてスカラシップ入学試験、A日程試験として法学未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験、法学既修者入学試験、B日程試験として法学既修者入学試験である。「社会人・非法学部出身者特別入学試験」は2010年度入試から導入され、「スカラシップ入学試験」(S日程試験)は2011年

度入試から導入されたものである。

いずれの入学試験においても、入試委員会で作成し、研究科委員会で承認された書類審査基準に基づいて、第1次選抜としての書類審査を行っている。いずれの入学試験も第1次選抜に合格した者につき、第2次選抜として集合試験を行っている。集合試験は、筆記試験である法律科目試験（法学既修者入学試験）、小論文試験（法学未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験）、及び面接試験（すべての試験）を実施している。

2011年度入学試験より導入されたスカラシップ入学試験（S日程試験）は、当該法科大学院のアドミッション・ポリシーに特に相応な人物を選抜することを目的として、詳細な自己推薦書の提出と、十分な時間をかけた面接試験を課している。

適性試験については、得点が総受験者数の下位から15%未満の者は入学させてこなかったが、2013年度入試より、15%未満の者は入学することができない入学最低基準点の制度を導入し、これを入学試験要項等に公表した。

（3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

当該法科大学院の目指すべきアドミッション・ポリシーをホームページ、入学試験要項に明示し、受入方針を明らかにし公開している。

選抜基準及び選抜手続の内容については、入学試験要項に記載し、ホームページにも掲載しているほか、入試説明会において、受験生等に開示されている。

しかしながら、入学者選抜の書類審査と筆記試験、面接試験の配点について、内部では取り決めがされているものの、入学試験要項等で受験者に公開されていない。

また、他学部出身者、実務経験者優先枠の配点割合についても明確に公開されていない。

（4）選抜の実施

過去3年間の入試競争倍率は、以下のとおりであり適正な倍率を確保している。

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
133人	55人	2.42倍	130人	49人	2.65倍	110人	37人	2.97倍

2009年度から2013年度の各入学者選抜（なお、2013年度入学試験B日程試験は来春実施予定）は、いずれも、入試委員会及び研究科委員会の審議を経て、あらかじめ明確な入学者選抜基準と選抜手続を定め、これに基づいて選抜を行っている。

第1次選抜である書類審査では、前述した書類審査基準に則って実施している。第2次選抜では、筆記試験である法律科目試験（法学既修者入学試験）、小論文試験（法学未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験）及び面接試験（すべての試験）の各試験における評点化、また適性試験や書類審査得点を含めた総合得点方式における評点化の配分については、配点基準に則って実施している。

第2次選抜における各採点方法であるが、小論文試験については、採点者を3人1組にして2組作り、同一の答案を3人で採点してその公平性を担保している。また、法律科目試験については、各科目とも2人の採点委員が同一答案を採点する方式を採っている。

2011年度入試より導入したS日程における面接試験は、面接委員を3人1組として、受験生1人当たり20～30分程度の時間をかけて志望動機、目指す法曹像や学部等での経験等を聞いて、当該法科大学院の目指すべき法曹像に合致しているかを検討し、さらにあらかじめ面接員3人で選定した時事問題等で理解力、論理的思考力、思考の柔軟性などを審査している。

A日程試験における面接試験は、面接委員を2人1組にして7組程度作り、あらかじめ作成された共通問題をあらかじめ定められた採点基準に則り評価をしている。なお、B日程試験における面接試験もA日程試験と同様に実施されている。

2010年度入試より導入した社会人・非法学部出身者特別入学試験の面接試験では、受験生1人当たり20～30分程度の時間をかけて志望動機、従来の経験がどのように活かされるか等をじっくり聞いている。その他に共通問題を使用する点では同じである。

A日程試験の面接試験における共通問題は、未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験、既修者入学試験の各試験を併願する受験生の負担を考慮し、同一試験問題を出題している。その際、受験生に不公平が生じないように、法律知識の多寡によって影響が出ないように配慮した問題を作成している。

また入学者選抜についての、受験者等からのクレームはメールや投書、口頭を含めて、これまでは一切ない、とのことである。

(5) その他

選考結果の検証等、特筆すべき取り組みは特にない。

2 当財団の評価

当該法科大学院においては、学生受入方針が明確にされており、それに合致した公正・公平な選抜基準・選抜手続がとられている。ただし、受験生の側からすると、書類審査と筆記試験、面接試験の配点を明示することが求められる。このため、第1次選抜である書類審査における書類審査基準におけ

る配点を明確に規定し，第2次選抜である法律科目試験，小論文試験及び面接試験等における配点を明示し，適性試験や書類審査得点を含めた総合得点方式における配点を，入学試験要項等を通じて受験生にあらかじめ提示することによって，公平・公正さを客観的に明確化することが必要である。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

学生受入方針，選抜基準など選抜手続は明確かつ適切であり，適切な公開もなされており，選抜も適切に実施されている。ただし，第1次選抜の評点，第2次選抜の法律科目試験，小論文試験及び面接試験等における配点を，入学試験要項等を通じて公表することによって，さらに，公正・公平な選抜基準を客観的に確立していく努力が必要である。

2 - 2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 当該法科大学院の現状

(1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

当該法科大学院は、A日程及びB日程の「法学既修者入学試験」(別口入試方式)に合格した者を法学既修者として入学させていて、合格者数(定員)は、A・B日程合わせて6人~12人程度としている。

また、スカラシップ入学試験合格者のうち、A・B日程に行われる既修者認定試験に合格すれば法学既修者として入学させている。既修者認定試験は、法学既修者入学試験と同一の法律科目試験のみ課し、合格点についても一律の取り扱いがなされている。

法学既修者入学試験における法律科目試験は、民事系科目(民法，商法，民事訴訟法)，公法系科目(憲法)，刑事系科目(刑法，刑事訴訟法)に分けて行っている。ただし、2011年度入試より、公法系科目の出題範囲から「行政法」を除いた。2010年度のカリキュラム改定に伴う措置である。

法学既修者単位認定については、1年次に設置する法律基本科目群に属する34単位分の科目を一括して修得したものと認定している(大学院学則第18条第1項第4号)。

(2) 基準・手続の公開

上記のような法学既修者の選抜については、2013 年度入学試験要項及びホームページに開示している。開示時期は、おおむね毎年6月中旬である。

(3) 既修者選抜の実施

まず第1次選抜である書類審査を行い、合格した者に対して、第2次選抜である集合試験（法律科目試験及び面接試験）を実施する。

法律科目試験については、各科目で2人の採点委員が同一答案を採点する方式を採っている。面接試験は、面接委員を2人1組にして、各組があらかじめ作成された共通問題をあらかじめ定められた採点基準に則り評価をしている。A日程における面接試験は、未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験との共通問題を使用し、B日程試験における面接試験は独自問題で実施されている。

過去3年間の既修者選抜試験の実施状況は、以下の表のとおりであり、また法学既修者の入学状況も以下のとおりである。

既修者選抜試験の実施状況

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
40人	6人	6.67倍	38人	7人	5.43倍	39人	7人	5.57倍

法学既修者の入学状況

	2010年度		2011年度		2012年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	32人	5人	35人	8人	28人	8人
学生数に対する割合	100%	15.6%	100%	22.9%	100%	28.6%

[注] 2011 年度及び 2012 年度の入学者のうち法学既修者の1名は、スカラシップ入学試験合格者のうち既修者認定試験に合格した者である。

(4) その他

選考結果の検証などは、特に行われていない。スカラシップ入学試験合格者のうち、A・B日程に行われる既修者認定試験に合格すれば、法学既修者として入学できる制度をとっており、各年度1人程度がこの制度により法学既修者としてスカラシップ入学試験から入学している。

2 当財団の評価

入学試験における各種関係資料、答案等を調査した結果、当該法科大学院における既修者選抜は、公平・公正に実施されていると認めることができる。

スカラシップ入学試験合格者が法学既修者として認定される場合も、通常の法学既修者選抜と同様の基準で選抜されており、公平性は担保されている。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

既修者認定は、基準・手続とその公開について非常に適切であり、選抜・認定が適切に実施されている。

2 - 3 多様性 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 当該法科大学院の現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

法学系学部以外の学部を卒業した者又は入学年度が始まるまで(2013年度入試の場合は2013年3月末日まで)に卒業見込みの者。

(2) 実務等の経験のある者の定義

最終学歴卒業後3年を経過した者又はこれに準ずる者(長期にわたる豊かな社会経験を有したのちに大学に入学し卒業した者は「これに準ずる者」とする。)

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	他学部出身者又は実務等経験者
入学者数 2012年度	28人	1人	1人	2人
合計に対する割合	100.0%	3.6%	3.6%	7.1%
入学者数 2011年度	35人	4人	1人	5人
合計に対する割合	100.0%	11.4%	2.9%	14.3%
入学者数 2010年度	32人	2人	4人	6人
合計に対する割合	100.0%	6.3%	12.5%	18.8%
3年間の入学者数	95人	7人	6人	13人
3年間の合計に対する割合	100.0%	7.4%	6.3%	13.7%

(4) 多様性を確保する取り組み

2010年度から社会人・非法学部出身者特別入学試験を実施しており、この入試の受験者は、2010年度が21人(5人合格)、2011年度が10人(5人合格)、2012年度が8人(2人合格)となっている。すべての入試の受験者で見ると、2012年度入試では110人中、実務等経験者で18人、非法学部出身者で9人、合計27人(24.5%)が受験している。

また、当該法科大学院独自の入試説明会を、社会人も参加しやすいよう、交通の便が良い会場で、休日の夕方からの時間帯に実施する取り組みを行っている。さらに、他団体主催の交通の便が良い会場で休日に開催される入試説明会にも積極的に参加し、各種入試説明会については、ホームページ等で広報に努めている。

社会人・非法学部出身者特別入学試験の選抜実施状況については、他の入学試験と同様に選抜基準、選抜手続を入学試験要項、ホームページを通じて公表している。受験者数、合格者数についてもホームページや法科大学院パンフレットで公表している。

社会人・非法学部出身者特別入学試験の面接試験においては、特に社会人あるいは非法学部での経験について時間をかけて聞き、積極的に評価することとしている。

(5) その他

現地調査において、本評価基準に関しては、今後、当該法科大学院の所属する大学他学部呼びかけ、「法学部以外の学部出身者」の獲得に努力するつもりである、との方針が示された。

その後、当該法科大学院は、社会人・非法学部出身者の受験割合が高い未修者入試を、現在のA日程入試に加えて、2014年度からは現在既修者試験のみであるB日程入試においても実施する等の改革に着手する、説明会などに、社会人かつ非法学部出身の合格者たちを招いて、直接体験者から経験を聞く場を作るなどの工夫や、学部受験者向けのオープンキャンパスで非法学部志望者への法科大学院の紹介の実施などのさらなる広報活動に力を入れる、などの改革に取り組む旨表明している。

2 当財団の評価

当該法科大学院の「法学部以外の学部出身者」(当該法科大学院の用語では「非法学部出身者」あるいは「非法学部生」)の定義は適切である。また、「実務等の経験のある者」(当該法科大学院の用語では「社会人」)についての定義も妥当である。しかし、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が、2010年度は18.8%、2011年度は14.3%、2012年度は7.1%であって、本評価基準の3割を大きく下回っており、改善を要する状況である。

このような状況を受けて、当該法科大学院では、多様性の確保に向けて、これまでも社会人・非法学部出身者特別入学試験を実施し、入試説明会に社会人が参加しやすくするよう配慮をするなどの努力をしてきたことが認められる。今後も、これまでの社会人・非法学部出身者特別入学試験を、2014年度から現在は既修者試験のみであるB日程入試においても実施するなどの入試改革や、オープンキャンパスなどの広報を行うといった改革を表明しており、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を確保するための適切な努力をしているものと評価できる。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割未満であるが、適切な努力をしている。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織(1) 専任教員の必要数及び適格性

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

(注)

専任教員が12人以上おり、かつ収容定員(入学定員に3を乗じた数)に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。

法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

専任教員の半数以上は教授であること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 教員適格

当該法科大学院の専任教員について、適格性に問題があると思われる事例は見当たらない。

(2) 教員割合

当該法科大学院においては、学生の収容人数105人に対し、専任教員21人であり(うち研究者教員9人、実務家教員12人(みなし専任教員2人含む))であり、専任教員1人当たりの学生数は5人である。

(3) 法律基本科目毎の適格性ある専任教員の人数

当該法科大学院の法律基本科目における必要教員数及び実員数は以下のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	2人	2人	1人	1人	1人	1人

(4) 各専任教員の科目適合性

各専任教員の担当科目とそれぞれの研究・実務実績との間に関連性が認められ、科目適合性に問題はない。

(5) 「5年以上の実務経験」があるとされる教員の実務経験の内容と期間

実務家教員について、それぞれ、5年以上の十分な実務経験を有している。

(6) 「5年以上の実務経験」を有すると認められる専任教員の人数

当該法科大学院は、実務家教員として、検事(法務省派遣)1人、弁護

士 12 人（元検事 2 人）を配置し、いずれも 5 年以上の実務経験を有している。専任教員における実務家教員の割合は、57%である。

(7) 教授の割合

当該法科大学院は、専任教員 21 人のうち、19 人が教授である。

2 当財団の評価

当該法科大学院には、専任教員が 12 人以上おり、かつ学生 15 人に専任教員 1 人以上の割合となっている。

法律基本科目の各分野毎の専任教員の必要数が確保されており、対象となる専任教員の科目適合性についても問題はない。

当該法科大学院における、5 年以上の実務経験を有する専任教員は 12 人であり、当該法科大学院の必要専任教員数 12 人の 2 割以上に当たる。なお、対象の専任教員につき「5 年以上の実務経験を有する」点の確認をしたが、特に問題は見られなかった。

当該法科大学院では、専任教員 21 人のうち 19 人が教授であり、基準を満たしている。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

3 - 2 教員体制・教員組織(2) 教員の確保・維持・向上

(評価基準) 継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 専任教員確保のための工夫

当該法科大学院には、刑事訴訟法で法学部とのダブルカウント教員が1名いるが、当該教員は2013年度から法学部専任教員のみとなり、当該法科大学院の刑事訴訟法で1名を新規採用することで、ダブルカウントは解消される見込みである。

また、当該法科大学院には、法学研究科とのダブルカウント教員は3人いるが、これも兼任を外す方向で検討している。

(2) 継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

当該法科大学院では、今後15年間における退職教員一覧表を作成し、その補充や強化のための新規採用教員数を年度・分野毎に把握し、年度毎の一覧表が作成されている。

また、他大学からの教員確保とともに、若手教員養成として、法科大学院の学生中、法科大学院の教員を目指す学生のために、修士論文に代わる「リサーチペーパー」科目を設置し、受講させている。

他大学の博士後期課程への進学相談に積極的に対応し、その結果、進学者もいる。

当該大学大学院博士後期課程への進学状況については、ほとんどいないとのことである。

(3) 教員に必要な能力の水準の確保・維持・向上

当該法科大学院では、教員採用・昇任について、「教育に必要な能力」を求めている。また、毎年2回の教員研修懇談会、授業の相互参観、学生授業評価アンケートを参考にして、教育能力の維持・向上を図っている。

さらに、創価大学教育学習支援センターを中心とする各種セミナーを実施している。

(4) その他

当該法科大学院では「教員の総合的業績評価制度」を検討し、2014年度実施を目指している。内容は、「分野・領域別評価基準」として、「1.教育」、「2.研究」、「3.学内業務」、「4.社会貢献」の4分野があり、「1.教育」は、(1)授業運営、(2)自己研鑽、(3)学生の学習・研究指導、「2.研究」は、(1)研究公表関連(著書・論文執筆のほか、研究活動への参加、関与事件の判例雑誌等への掲載でもよい。)、(2)研究助成関連、

(3) その他(科研費などの取得),「3.学内業務」は,(1)全学委員会,(2)学部委員会,(3)その他(入試監督・面接,校務出張など),「4.社会的貢献」は,(1)メディア発信,(2)公共活動,(3)その他(特許の取得,実用化,大学の社会的宣揚に有用な研究プロジェクトへの参加,プロジェクトの報道化,社会的貢献に対する表彰,国選弁護人など)となっている。

法学部の教員よりも法科大学院の教員のほうが学生指導などに時間が割かれるため,実務的な活動に対しても点数が与えられるように配慮されている。

2 当財団の評価

採用及び昇任に際して,教員の教育に必要な能力を評価する制度が整えられており,教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みがなされている。今後,「教員の総合的業績評価制度」を整備することにより,この点の取り組みはさらに充実するものと考えられる。教員の確保については,民事系の教員確保に苦勞が見られ,教員の安定的確保に向けた取り組みについてより一層の工夫が求められる。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制は整備され,有効に機能しているが,教員の確保に向けた工夫について検討を要する点がある。

3 - 3 教員体制・教員組織（3）専任教員の構成

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	46	4	56	17.59	16.50
法律実務基礎科目	11	1	16	16.18	23.00
基礎法学・隣接科目	2	2	3	22.50	24.00
展開・先端科目	19	21	20	8.21	7.29

〔注〕 1．専任教員には，みなし専任を含む。

2．専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントした。

3．週2回授業を行う科目であってもクラスは1とした。

4．複数のクラスに分かれていて，途中で入れ替えを行うクラスの履修登録者数は履修時の人数とした。

科目毎の専任教員数は，憲法1人，行政法3人，民法5人，商法2人，民事訴訟法3人，刑法2人，刑事訴訟法3人，環境法1人，知的財産法1人，国際関係1人，外国法3人，実務系12人（人数は重複してカウント）となっている。

（2）教育体制の充実

法律基本科目群及び法律実務基礎科目群における専任教員数は，クラス数を超えている。この両科目群で兼任教員又は非常勤教員のみで担当している科目は，法律基本科目群・法律実務基礎科目群それぞれ1科目のみ（「民法」，「法情報調査」）である。

2 当財団の評価

専任教員の配置はバランスがとれており，充実した教育体制となるよう配慮がなされている。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

教員の科目別構成等が適切であり，非常に充実した教育体制が確保されている。

3 - 4 教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者	1人	0人	6人	1人	1人	9人
	教員	11.11%	0%	66.67%	11.11%	11.11%	100%
	実務家	1人	2人	5人	4人	0人	12人
	教員	8.33%	16.67%	41.67%	33.33%	0%	100%
合計		2人	2人	11人	5人	1人	21人
		9.52%	9.52%	52.38%	23.81%	4.76%	100%

2012年5月1日時点での年齢。

（2）年齢構成についての問題点の有無及びその改善策

専任教員21人の平均年齢は、55.57歳であるが、70歳の教員1人及び69歳の教員1人は、今年度で退職予定であり、また、2002年4月以降採用の専任教員の定年退職年齢は65歳と引き下げられているところから、平均年齢は今後下がるとのことである。

2 当財団の評価

専任教員の年齢構成につき、バランスのよい年齢構成になっている。今後は、研究者教員の若手中堅の積極的な採用に配慮する必要があると思われる。

3 多段階評価

（1）結論

A

（2）理由

年齢構成のバランスがよい。

3 - 5 教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）教員のジェンダーバランス

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	7人	8人	14人	8人	37人
	18.92%	21.62%	37.84%	21.62%	100%
女性	2人	4人	0人	2人	8人
	25.00%	50.00%	0%	25.00%	100%
全体における女性の割合	28.57%		8.33%		17.78%

2012年5月1日現在の数。

（2）ジェンダーバランスについての問題点の有無及びその改善策

2007年度の認証評価時の11.11パーセント（2人）よりも改善されている。

（3）その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫

今後教員採用にあたり，ジェンダーバランスの良い教員構成を考えており，専任教員はもちろん，兼任教員・非常勤教員の採用に当たっては，女性教員の積極的な登用を図っていくという。

2 当財団の評価

専任教員中の女性比率は28.57%，全教員中の女性比率は17.78%と，教員のジェンダーバランスに配慮がなされている。

3 多段階評価

（1）結論

B

（2）理由

専任教員中の女性比率が10%以上30%未満であり，ジェンダーバランスについて配慮がなされている。

3 - 6 教員支援体制（1）担当授業時間数

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 当該法科大学院の現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

当該法科大学院における過去3年間の各年度の教員の担当コマ数の最高，最低，平均値は，以下のとおりである。

【2010年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3.5	2	1	0	1コマ 90分
最 低	0	2	2	1	0	
平 均	1.8	2.7	2	1	0	

【2010年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3	1	0	0	1コマ 90分
最 低	0	1.5	1	0	0	
平 均	1.6	2.2	1	0	0	

【2011年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3.5	2	1	0	1コマ 90分
最 低	0	1	2	1	0	
平 均	1.7	2.4	2	1	0	

【2011年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3	1	0	0	1コマ 90分
最 低	0	1.5	1	0	0	
平 均	1.7	2.4	1	0	0	

【2012 年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	3.5	2	1.5	0	1 コマ 90分
最 低	0	2	2	1.5	0	
平 均	2.0	2.7	2	1.5	0	

【2012 年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	4	4.5	1	1	0	1 コマ 90分
最 低	0	2	1	1	0	
平 均	1.9	3.1	1	1	0	

(2) 他大学の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2010 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	10	9	4	4	3	2.5	1 コマ 90分
最 低	4	4	2	1.5	2	1	
平 均	6.1	6.5	2.8	2.7	2.5	1.8	

【2011 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	8.5	8	4.5	4	3	2.5	1 コマ 90分
最 低	4	3	2	2	2	1	
平 均	6.1	5.9	3.0	3.0	2.5	1.8	

【2012 年度】

授業 時間数	教員区分	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最 高		9	9	4.5	5.5	3	2.5	1 コマ 90分
最 低		3	3	2	2	2	1	
平 均		5.9	4.7	3.2	3.7	2.5	1.8	

当該法科大学院における授業のコマ数は、研究者教員及び実務家教員とも3コマ以内である。他大学・他学部の授業数も含めたコマ数では、実務家の専任教員については、学校法人創価大学教育職員授業担当規程第2条第1項第6号で定める当該大学教員の責任コマ数（4コマ以上）の範囲内である。これに対し、研究者教員は、他大学・他学部の授業数を含めた担当コマ数が、3年間について、毎年、前期、後期に最高10コマから9コマに達する教員が存在する。

(3) 授業以外の取り組みに要する時間数

授業以外の取り組みに要する時間数についても特段の問題は見受けられなかった。

(4) オフィスアワー等の負担

当該法科大学院は、法律基本科目を中心に科目毎にオフィスアワーを設定し、原則として授業時間の直後に授業1コマ相当で行うこととしている。教員の担当授業時間数に関して、オフィスアワーを加算すれば、事実上、法律基本科目担当教員の担当授業時間数は、上記担当授業コマ数の2倍に達するのが、実状である。

なお、現地調査後に実施された法科大学院研究科委員会において、オフィスアワーの実施方法を固定の曜日の放課後に教員が研究室に待機する方式に変更することの検討を開始する旨の報告がなされ、同委員会においてこれを了承したとのことである。

2 当財団の評価

当該法科大学院における研究者教員及び実務家教員の授業担当コマ数は、全体として過重にはなっていない。しかし、他大学・他学部の兼任コマ数を含む研究者教員の中には、過重と思われる者がおり、過剰な負担を軽減するため、他大学・他学部への出講を一定の制限内にとどめる内規の制定が望ましい。

オフィスアワーが教員の負担となっていたことは否めないが、この点については当該法科大学院においても改善の方針が示されていることから、今後

の改善が期待される。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

教員の担当授業時間数については、一部に過剰な負担のある教員がいるものの、十分な準備等を十分にすることができる程度であると認められる。

3 - 7 教員支援体制（2） 研究支援体制

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院における教員の研究支援体制は、下記のとおりである。

（1）経済的支援体制

当該大学では、専任教員の研究活動を経済的に支援する体制として、以下のものがある。これは当該法科大学院の専任教員にも等しく適用される。

ア 個人研究費

専任教員の個人研究費は、1人年額43万円であり、全員に支給される。

その用途の範囲は、研究資料入手等費用と研究出張費である。

イ 海外学会出張補助費

専任教員が、国際的に認められている国際学術団体が主催する会議で、研究発表又は会議の運営について重要な役務を担当するときは、研究出張費とは別に、年額10万円を限度として支給される。2012年度には1人の法科大学院専任教員が、この出張補助費の支給を受けている。

ウ 研究開発推進助成金

文部科学省の科学研究費補助金が不採択になった専任教員の研究活動を補助するための学内助成金で、不採択の評価レベルによって30万円又は10万円が支給される。2009年度には1人の法科大学院専任教員が、30万円の助成金の支給を受けている。

エ 共同研究プロジェクト

当該大学専任教員が研究代表者であり、2人以上の若手研究者からなる共同研究プロジェクトに対して年額300万円以下の助成金が支給される。

オ 出版助成金

専任教員で、博士論文を出版する者に対して1件当たり100万～150万円程度の出版助成をしている。2011年度には1人の法科大学院専任教員が、この制度から助成金の支給（100万円）を受けている。

カ 特別研究員制度（研究休暇制度）

専任教員が、学部や大学院の枠により半年間の授業及び校務が免除され研究に専念できる制度である。この間の給与は保障され、個人研究費も支給される。2012年度の法科大学院の枠は、法学部と合わせて2人である。

（2）施設・設備面での体制

専任教員は、原則として、1人1室の研究室（床面積21㎡～27㎡）を持

ち、各研究室のコンピュータや自宅のパソコンから学内外のデータベースを利用できる体制を整えている。基本的に法科大学院学生がアクセスできる各種データベースは、専任教員及び非常勤講師はアクセスが可能である。また法科大学院図書室は、教員も利用することができる。

(3) 人的支援体制

法学部・法科大学院事務室に職員が8人おり、個人研究費及び公的研究費の管理、科学研究費補助金申請支援等教員の研究活動をサポートしている。また法律系データベースについては、図書館職員がサポートしている。

(4) 在外研究制度

専任教員は、1年間又は半年間の在外研究を申請することができ、研究費として1年間で300万円、半年間で160万円が支給される。また、特別研究員制度を使って在外研究をすることもできる。

(5) 紀要の発行

当該法科大学院として、2005年以来「創価ロージャーナル」を年1回程度発行している。最新号は、第5号(2012年3月発行)であり、収録論文は7編(うち当該法科大学院専任教員が執筆したのは6編)である。

(6) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫

当該法科大学院では、実務家教員も研究者教員と同等の研究支援を受けることができる。在外研究や特別研究については、授業担当の関係から、これまで法科大学院専任教員が両制度を利用することが困難な状況にあったので、2011年度から制度の定員枠を法学部と合算することで、法学部教員の協力を得て利用しやすいものにした。

2 当財団の評価

当該法科大学院における経済的支援体制(個人研究費、海外学会出張補助費、研究開発推進助成金、共同研究プロジェクト、出版助成金、特別研究員制度)、施設・設備面での体制、人的支援体制、在外研究制度、紀要の発行は、制度としては充実している。

しかしながら、このように充実した研究支援体制が、實際上、教員の利用可能な運用がなされているかどうかは、問題がある。この点について、1年と半年の2種の現状の在外研究制度に加えて、より短期の期間を設定することなどによって、教員が實際上利用し得る研究支援体制への改善を期待したい。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

当該法科大学院では、教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされている。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1) FD活動

(評価基準)教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 組織体制の整備

ア FD・自己点検委員会

当該法科大学院では、2004年にFD委員会と教学検討委員会を統合することとし、大学院学則第2条第2項に基づき、法科大学院FD・自己点検委員会を設置している。その構成員と活動内容は当該大学法科大学院FD・自己点検委員会規程において以下のとおり定められている。

委員は、委員長及び委員若干名をもって構成するとされており、委員長は研究科委員会において法科大学院専任教員から、委員は研究科委員会において法科大学院専任教員及び法科大学院事務室担当職員から選出される。

活動内容としては、(1)自己点検・評価の実施に関する事項、(2)第三者評価機関による認証評価に関する事項、(3)教員研修懇談会の企画立案等に関する事項、(4)外部研修への参加に関する事項、(5)授業の相互参観の実施に関する事項、(6)学生アンケートの実施に関する事項、(7)上記(1)～(6)の実施結果の検討及び分析並びに公表に関する事項、(8)その他FD・自己点検に関する事項について審議検討し、実施の任に当たるものとされている。

イ 公法系・民事法系・刑事法系の各部会

当該法科大学院では、理論と実務を架橋した高度な法学専門教育を実現することを目指し、研究者教員と実務家教員が、主に法律基本科目と法律実務基礎科目に関する授業内容の研究とその改善のために協働して組織的に取り組むために、公法部会、民事法部会及び刑事法部会を設置している。各部会においては、部会の責任者を定め、研究者教員と実務家教員とが授業実施の方針や運営方法はもとより、授業相互の情報交換・課題の負担の状況、教材開発、さらには到達目標の設定等について、鋭意、協議・検討を行っている。その上で、各部会相互の調整等が必要な場合は、その都度、教務委員会や研究科委員会がその任に当たっている。

(2) FD活動の内容の充実

ア FD・自己点検委員会

F D・自己点検委員会は、2007年度から定例化され、さらに、2010年度からはほぼ毎月開催され、中間アンケート・期末アンケート、授業相互参観制度の実施など、教育内容の充実、教育方法のスキルアップに向け具体的な内容を協議し、実施後、それぞれの結果について組織的な分析検討を行い、改善点があればそれを協議し、F Dに向けた具体的な方策について、教務委員会及び研究科委員会に提案を行っている。また、外部研修会やシンポジウムなどへの積極的参加を勧奨している。

公法部会、民事法部会、刑事法部会の活動として、総合科目（演習）や法律実務基礎科目で共同担当している各担当者が、毎回の授業に際し、授業内容、方法等とともに授業の問題点や課題についても協議を行うため、実質的なF Dになっているとのことである。もっとも、この各部会の会議については議事録などの記録は残されていない。

イ 教員研修懇談会

2004年4月以降、原則として、毎年、春と秋の2回、当該法科大学院の専任教員、兼任教員及び非常勤講師が参加して、教育内容・教育方法の改善のための教員研修懇談会を実施している。外部からの講師も積極的に招聘し、F Dに対する意識啓発活動を通して、授業内容・方法の改善に向けた研修を行う。

ウ F D研修会

上記教員研修懇談会のほか、各月の研究科委員会開催後、適宜にF D研修会を行い、当面する教育内容・教育方法等に関する諸問題につき、検討している。

エ 担当教員によるF D

（ア）系毎のF D

公法系・民事系・刑事系の各部会では、2010年法科大学院協会によって作成・公表された「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」（以下「共通モデル」という。）を基に、当該法科大学院独自の各系・各科目の到達目標（以下「本学目標」という。）を設定して、2年間ないし3年間の教育内容・教育方法の改善を図っている。

（イ）科目毎のF D

単独教員で実施している科目は、その教員による教育内容と教育方法の改善を図っている。また、複数教員で実施している科目についても、同一教材の開発、教授内容の調整、担当教員のローテーションを通じて、相互啓発を図り、教育方法の改善を図っている。上記の本学目標の設定・実施等も意識しながら、教育内容・教育方法の改善を図っている。

（ウ）研究者教員と実務家教員が協働するF D

研究者教員と実務家教員の双方が協働して担当する2年次・3年次

の演習科目（「公法総合 ・ 」,「民法法総合 ～ 」,「刑事法総合 ～ 」)については,授業の教材開発,授業の運営,教育方法の改善に向けて,実務家・研究者のそれぞれの視点から,春季休業時・夏季休業時等に打合せを行い,また,毎回の授業の前後でも検討を加えている。なお,当該法科大学院,当該大学の大学院法学研究科・法学部の研究者教員を中心とする「民法法研究会」には,実務家教員も参加して,新たな研究の成果を共有するようにしている。

(3) 教員の参加度合い

前述した教員研修懇談会の参加状況は,おおむね専任教員が 20 人前後,兼任教員が 6 人前後,非常勤教員が 4 人前後,チューターも 6 人前後が出席している。また,FD 研修会には,各月定例の研究科委員会終了後に開催されているため,専任教員 20 人程度が毎回参加している。

(4) 外部研修等への参加

当該法科大学院のFD・自己点検委員会の委員を中心に,法科大学院協会,日本弁護士連合会,当財団等が主催するシンポジウムや意見交換会等の各種会合に参加し,教員研修懇談会などでその内容を報告している。

なお,当該大学に設置されている法科大学院要件事実教育研究所が,毎年 12 月頃に,研究会を定例的に開催しており,多くの専任教員,兼任教員,非常勤教員が参加している。また,当該大学として全学的な規模での教育内容・教育方法の研修会として,教育・学習支援センターが主催の「FD フォーラム」を毎年 1 回実施しており,当該法科大学院の専任教員にも,同研修会への積極的参加を促している。

(5) 相互の授業参観

教員相互の授業参観は,2006 年度後期から実施しており,専任教員の実施状況は,2010 年度前期・後期が各 35%,2011 年度前期・後期が各 38%,2012 年度前期が 80%となっている。

授業参観の実施期間は,FD・自己点検委員会で一定の期間を定め,当該期間内に各教員が参観を実施するよう,研究科委員会開催の折,FD・自己点検委員会委員長が,各教員に対して周知している。授業参観を行った教員は,「授業参観報告書」を作成・提出し,FD・自己点検委員会は,提出された報告書を取りまとめ,授業参観の実施状況及びその内容等を検討の上,研究科委員会に報告している。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

各月に開催される研究科委員会終了後,約 1 時間程度のFD 研修会を開催するよう心掛け,その都度,当面課題とされる教育方法及びその改善の方策をめぐって,活発に議論している。

(7) その他,本評価基準に関係のある取り組みや工夫

当該法科大学院においては,「共通的な到達モデル」を基に,FD・自己

点検委員会等で議論・検討を重ね、当該法科大学院独自の各系、各科目の到達目標を設定している。当該法科大学院の提出した資料によれば、法律基本科目から「法曹倫理」に至るまで極めて詳細な到達目標を設定しており、合わせて、使用する教科書の該当ページまでも対応表に掲載するなどしている。

2 当財団の評価

当該法科大学院では、大学院学則に基づき設置するFD・自己点検委員会を中心として、民事系、公法系、刑事系の各分野毎のFD部会、教員研修懇談会を設けるなど教育内容・教育方法の改善に組織的に取り組むための体制を相当程度整備している。

また、FD・自己点検委員会等で議論・検討を重ね、当該法科大学院独自の法律基本科目から「法曹倫理」に至るまで極めて詳細な到達目標を設定しており、さらに、使用する教科書の該当ページまでも対応表に掲載するなど、その努力はFD活動の一環として高く評価できる。

授業相互参観については、前期・後期の2回実施し、その参加率も向上してきており、教員間に浸透しつつあるようである。当該法科大学院外部で実施されるシンポジウムや研修会などにも積極的に参加しており、評価できる。

しかしながら、当該法科大学院は、2004年にFD委員会と教学検討委員会を統合してFD・自己点検委員会に再編し、同委員会がFDと自己点検に関する活動を併せ行うこととしたため、FDと自己点検の双方にわたり十分な検討をする時間が確保できているのかとの懸念を持った。FD活動と自己点検・評価とは内的に深い関連を有するところではあるが、各々に重要な任務を有するところから、FD委員会と自己点検・評価委員会とは、関連を保ちながらも別々の組織とするなど組織体制についてさらなる検討が望まれる。また、当該法科大学院の教育内容や教育方法の改善につき実質的に重要な役割を果たしていると考えられる、分野別毎のFD部会やその他委員会外での実質的なFD活動について議事録等の記録化がなされておらず、非常勤教員も含めた教員全体でのFD活動の成果の共有体制について改善点がある。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

教育内容・教育方法の改善に取り組むための体制は相当程度整備されており、FDの取り組みが質的・量的に見て充実しているが、質的・量的に見て非常に充実している、とまではいえない。

4 - 2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 学生評価

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）学生による授業等の評価の把握

ア 授業アンケート

授業アンケートは、中間授業アンケートと期末授業アンケートを、全科目について実施している。

イ 中間授業アンケートの実施内容と回収率

（ア）中間授業アンケートは、各学期の授業中間時点において、無記名、紙媒体での自由記述方式で行っている。アンケート項目は、「この授業で大変良い・良いと感じた点」、「より良い授業のために改善してほしい点」の2項目である。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8階事務室前に備え置きを担当教員のレポートボックスに提出させている。なお、2012年度からは履修者が2人以下の科目はアンケートを実施しないことになった。

（イ）アンケート実施科目数、回答者数及び回答率は下記のとおりである。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2010年度前期	41	899人	518人	57.62%
2010年度後期	44	691人	408人	59.04%
2011年度前期	42	851人	206人	24.21%
2011年度後期	42	643人	459人	71.38%
2012年度前期	36	772人	608人	78.76%

ウ 期末授業アンケートの実施内容と回収率

（ア）期末授業アンケートは、各学期の終了時において、無記名で定型のアンケート項目を設定して、ポータルサイトにおける択一式の回答方式で行ってきたが、2012年度前期からは、原則として当該授業の最終回に、紙媒体による質問項目が記載された書面、マークシート及び自由記述用の用紙を配布して、書面に記入する方法に変更した。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8階事務室に提出させている。なお、2012年度から、履修者が2人以下の科目はアンケートを実施しないことになった。

（イ）アンケート実施科目数はおおむね40科目で、回収率は、2011年度までのポータルサイトによる実施では30～40%であったが、2012年度前

期では約 90%となった。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2010 年度前期	44	922 人	393 人	42.62%
2010 年度後期	46	756 人	311 人	41.14%
2011 年度前期	43	839 人	318 人	37.90%
2011 年度後期	44	684 人	220 人	32.16%
2012 年度前期	37	772 人	692 人	89.64%

エ 教育環境等アンケート

教育環境・設備・学修指導に関するアンケートを、年 1 回、学年末に実施している。当該アンケート結果については、法科大学院事務室が「教育環境等アンケート報告書」として作成し、FD・自己点検委員会に報告している。

(2) 評価結果の活用

ア 中間授業アンケート

(ア) 教員は、アンケート結果を踏まえて、速やかに担当授業の際に、学生に対し、口頭又は文書で何らかの回答を行い、その結果を開示している。回答の方法については教員の裁量に任されているが、学生からの意見や要望については、合理性や相当性がありその改善が実施できる場合には、その旨を回答し、実施できない要望事項で回答が必要であると判断される場合には、その理由も付して誠実に回答することとされている。

その上で、履修者数及び中間アンケート提出学生数、良いと評価された点(要点のみ)、学生からの意見・要望と教員が対応した内容を記載する「実施報告書」を作成して、FD・自己点検委員会委員長宛に提出している。

(イ) FD・自己点検委員会では、回収率、実施報告書の概要を分析検討し、学生に有益な授業の提供ができているかどうか、また、授業に関し何が今問題なのかを検討し、研究科委員会などで適宜その結果を報告している。自由記載欄については、FD・自己点検委員会委員長が当該事項についての記載を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、いまだ問題となったケースはないとのことである。

イ 期末授業アンケート

(ア) 期末授業アンケートの集計整理は、法科大学院事務室が行い、その結果は、各教員に数値部分と自由記述部分を通知している。学生に対しては、2006 年 5 月から数値部分は開示している(自由記述部分は開示していない)。教員は、数値部分及び自由記述部分について各教員

が総括・自己評価するとともに、アンケート結果に対するコメントを作成した上で、ポータルサイトに掲載して開示している。数値部分とコメントは、ポータルサイトを通じて学生及び全教員が閲覧できる。

(イ) F D・自己点検委員会では、実施方法や回収率等を含む結果を分析検討し、改善課題等について研究科委員会に報告をしている。自由記載事項欄については、F D・自己点検委員会委員長が当該事項についての記載事項を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、いまだ問題となったケースはないとのことである。

ウ その他

F D・自己点検委員会は、教育環境等アンケート報告書の内容を検討の上、適宜研究科委員会等でその結果を報告している。

(3) アンケート調査以外の方法

ア 当該法科大学院では、1年次及び既修者入学の2年次の学生を対象に、専任教員がアカデミック・アドバイザーとして面談を実施している(7-8参照)。その面談の中で、履修している科目の教育内容・教育方法の改善を求める意見が出されることもあり、その意見を集約して、各教員がその意見の内容の共有化を図っている。

イ 法科大学院学生自治会(学生の自治組織)役員との研究科長・研究科長補佐の懇談を適宜開催し、学生からの教育内容・教育方法の改善に関する意見を聞いている。

ウ 毎月1回、補習担当のチューターとの打合せにおいて、教授内容及び学生の理解度についての意見交換をして、これを改善のために活用する。

エ 毎年秋、当該法科大学院を修了し、司法試験に合格したメンバーと懇談会を持ち、カリキュラムや授業の在り方等について改善した方がよい点などについてヒアリングを行っている。

2 当財団の評価

当該法科大学院では、教育内容や教育方法についての学生の評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは適切に実施されている。

特に、期末授業アンケートについて、ポータルサイトにおける択一式の回答方法からマークシート及び自由記述用の用紙への記入方法への切換えにより、回答者数が最低220人(2011年度後期)から最高692人(2012年度前期)に増加し、それに伴い回収率が最低32.16%(2011年度後期)から最高89.64%(2012年度前期)に大幅に改善したことは高く評価できる。

また、当該法科大学院における回収済みの学生授業アンケートには学生の

真摯かつ真面目な意見が記載されており，これらの学生の諸要求に対し多くの教員が真摯に対応し，ポータルサイトやレジュメ等で返答した上で授業内容などに反映されているなど，授業アンケートへの取り組みが，具体的に授業内容の改善に結び付いていることは評価し得る。

アカデミック・アドバイザーによる学生面談の実施，学生自治会との懇談，補習担当のチューターとの打合せ，司法試験の合格者からのヒアリングなど，アンケート調査以外の多様なチャンネルも有効に機能している。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

「学生による評価」を把握し活用する取り組みが非常に充実している。

第5分野 カリキュラム

5 - 1 科目構成(1) 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1 当該法科大学院の現状

(1) 開設科目

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	29	67	29	67
法律実務基礎科目群	10	15	3	6
基礎法学・隣接科目群	4	8	0	0
展開・先端科目群	41	81	0	0

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

(2) 履修ルール

法学未修者については，下表の1から6までに定める科目群毎に，それぞれ1から7までに定める単位数以上を修得することが必要である。

法学既修者について，1年次に設置する法律基本科目群に属する34単位の科目を一括して修得したものと認定し，下表の1から3までに定める法律基本科目群毎に合計33単位以上を修得することが必要である。

修了単位数は，102単位(既修者68単位)以上である(大学院学則第18条第1項第4号)。

	科 目 群	未修者 修得単位数	同左既修者
1	法律基本科目群：公法系科目	14	8
2	法律基本科目群：民事系科目	39	19
3	法律基本科目群：刑事系科目	14	6
4	法律実務基礎科目群	10	10
5	基礎法学・隣接科目群	4	4
6	展開・先端科目群	14	14
7	4～6の科目群	7	7

[注] 大学院学則別表(11)では、1～6までの修得単位数を定めているが、合計で95単位である。修了単位数の102単位を満たすためには、残りの7単位を修得することになるが、1～3の法律基本科目群は全科目必修のため、4～6の科目群から修得することになる。

以上の履修ルールによれば、「法律実務基礎科目のみで10単位以上」履修するという要件、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」履修するという要件、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」履修するという要件のいずれも充足することになる。

しかしながら、当該法科大学院において「展開・先端科目」に位置付けられている「検事の捜査」及び「刑事法特殊研究」については「展開・先端科目」として位置付けることの適切性に疑問がある。

このうち、「検事の捜査」については、現地調査において、シラバス、試験問題などの資料を精査した上、当該法科大学院に対しても意見の照会を行った結果、「検事の捜査」は、担当者の13年間の検事経験を踏まえて事実認定の初歩を含む検察官の捜査実務を講義するもので、内容としては法律実務基礎科目に配置すべき科目の内容であると判断した。

一方、「刑事法特殊研究」は、当該法科大学院の説明によれば、刑事実務の手續問題に関して実務での問題点を学説判例の理解を前提に講義するものとのことであるが、シラバス、レジュメの精査と授業見学の結果からは、刑事訴訟法の法律基本科目と位置付けるべきではないかとの結論に至った。

上記の2科目については、担当教員との契約期間満了により来年度より廃止されるとのことである。

なお、当該法科大学院は法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開先端科目の合計で35単位修得するカリキュラム設計になっているため、仮に「刑事法特殊研究」が法律基本科目とされた場合であっても、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」履修されるようになっている。

(3) 学生の履修状況

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	64.03	31.00

法律実務基礎科目	11.00	12.00
基礎法学・隣接科目	5.81	4.80
展開・先端科目	19.65	18.40
4科目群の合計	100.49	66.20

[注] 2011年度修了生の修得単位平均数だが、2007年度カリキュラムでの修了生のため、科目群毎の修得単位数、修了単位数は現行のカリキュラムとは異なる。2007年度カリキュラムでは、法律基本科目は61単位（既修者は31単位）、法律実務基礎科目は8単位以上、基礎法学・隣接科目は4単位以上、法律基本科目を除く科目群から23単位以上修得となっており、修了単位は96単位以上（既修者は66単位以上）である。

(4) その他

当該法科大学院では、9年間の実績、履修状況、入学定員の削減等の諸事情を踏まえ、2013年度から新カリキュラムを実施する予定で検討作業を進めているとのことである。現時点における新カリキュラムの開設科目の概要は、以下のとおりである。

ア 法律基本科目群 合計32科目（67単位）

公法系6科目14単位、民事系20科目39単位、刑事法6科目14単位とした。各系の単位数に変更はないが、主に演習系の科目について、授業内容に即した科目名称に変更した上、民法と民事訴訟法に関する科目設計を以下のとおり変更した。

すなわち、「民法基礎演習」（2単位：1年前期）を、1年前期・後期にそれぞれ「民法基礎演習」、「民法基礎演習」（各1単位）に分割配置する、「民法」（2単位：法定債権）を1単位科目に変更する、「民事法総合」（4単位）を2単位科目とした上で、「民事法総合」、「民事法総合」をそれぞれ2単位から3単位に増やして、「民法演習～」と名称変更する、「民事法総合」、「民事法総合」については、同様に「民法演習」、「民法演習」に名称変更した上で、それぞれ1単位科目とする、民事訴訟法は合計3単位を増やして、「民事訴訟法」を、「民事訴訟法」（2単位：第一審手続編）と「民事訴訟法」（2単位：複雑訴訟・上訴再審・執行保全編）に分けて配置し、「民事訴訟法」を、「民事訴訟法演習」（2単位）と名称変更した上で、「民事訴訟法演習」（1単位）を新設するなどの変更を加える。

イ 法律実務基本科目群 合計12科目（19単位）

「要件事実・事実認定」（2単位）と「刑事模擬裁判」（1単位）を新設する。

ウ 基礎法学・隣接科目群 合計5科目（10単位）

「人権論・法律家論」（2単位）と「実定法と基礎法」（2単位）を発展的に解消し、「法と正義」（2単位）として新設して必修科目とする。

「公共政策論」（2単位）と「実務法曹と情報ネットワーク」（2単位）

を新設する。

エ 展開・先端科目群 合計 26 科目 (51 単位)

これまでの3つのプログラムの基本的な考え方は踏まえつつ、「市民社会と法」として 11 科目 (22 単位)、「国際社会と法」として 6 科目 (12 単位)、「経済社会と法」として 6 科目 (12 単位)、共通科目として 3 科目 (5 単位)を、それぞれ開設する予定とのことである。

2 当財団の評価

当該法科大学院は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべての科目にわたって必要な数の科目を開設しているとともに、学生のニーズに応じて積極的にカリキュラムの変更を行っており、その姿勢は評価できる。ただし、頻繁なカリキュラムの変更に より学生に混乱のないよう、履修選択指導等での配慮が必要である。

また、展開・先端科目の授業の一部に法律実務基礎科目、法律基本科目とみられる内容の授業があるなど、科目設定に問題点がある。もっとも、当該法科大学院は法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 35 単位修得するカリキュラム設計になっているため、仮に「刑事法特殊研究」が法律基本科目とされた場合であっても、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」履修されるカリキュラム設定となっており、科目設定のバランスの観点からは問題ない。問題となった科目についても来年度からの廃止が決定しており、当該法科大学院としても展開・先端科目群の設定に関して今後はその趣旨を踏まえたものとするを表明しており、上記の問題点は解消するものと考えられる。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

展開・先端科目群の科目設定の一部に問題が見られるものの、全科目群の授業科目の開設、学生の履修が偏らないような配慮のいずれも非常に良好である。

5 - 2 科目構成(2) 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

(注)

「体系的かつ適切に」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

1 当該法科大学院の現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方，工夫

(ア) 当該法科大学院は、2007年度にカリキュラム改正を行い、同カリキュラムに基づく授業を実施してきたが、文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日)及び文部科学省令改正を受け、2010年度から法学未修者教育の充実を目的として1年次の履修単位数を6単位増加したカリキュラムに再改正を行い、現在は2010年度カリキュラムに基づく授業を実施している。その概要は以下の(イ)から(エ)のとおりである。

(イ) 1年次においては、公法系、民事系、刑事系の各科目について、実務に根ざした理論的基礎を修得させることを目的とする。

法律基本科目群として、公法系では、「憲法 」、民事系では、「民法 ～ 」、「民法基礎演習」、「商事法 」、「民事訴訟法 」を、刑事系では、「刑法 ・ 」、「刑事訴訟法」を設けている。なお、「行政法 」については、2年次科目(2年前期)に移設した。

「憲法 (基本的人権)」は2単位を増やし、人権論の体系的理解だけでなく、重要判例を検討する時間を確保する。

民事系では、「民法基礎演習」(2単位)を設置して、民法総論・物権・債権総論の基礎知識の修得を図る。

刑事系では、実務的な観点を踏まえつつ理論的理解を深めるために、「刑法 」及び「刑事訴訟法」では、それぞれ1単位を増やした。

法律実務基礎科目群として、「法情報調査」、「法文書作成」、「実務法学入門」(いずれも選択科目)を、基礎法学・隣接科目群として、「人権論・法律家論」、「実定法と基礎法」(いずれも選択科目)を設けた。

法律実務基礎科目群の科目は、法令・判例の調査、法文書の作成といった基本的スキルを身に付けさせるとともに、法学の学修の仕方を学ばせることを目的とする。

基礎法学・隣接科目群のうち、「人権論・法律家論」は、学生が、法

律家のあるべき姿を考え、かつ人権問題について理論・実践の両面から学び、法曹となることの意義を理解し、学修意欲を高めることを目的として設置されている。「実定法と基礎法」は、実定法と関連させながら基礎法学の基礎的知識を修得させることを目的とする。

- (ウ) 2年次以降は、法律基本科目として、「行政法 ・ 」,「商事法 」,「民事訴訟法 」を学ぶほか、「公法総合 ・ 」,「民法法総合 ～ 」,「商事法総合 ・ 」,「刑事法総合 ～ 」を設ける。

特に、要件事実教育を中心とした「民法法総合 ～ 」は当該法科大学院が特色とするところである。

これら総合科目は、実務的素材による教材を用いて、総論と各論、実体法と手続法、さらには各法分野にまたがる問題を扱うことにより、理論と実務を融合する教育を行うことを目的としている。

「行政法 」は、従前は1年次配当科目として行政法総論を中心とした授業を実施していたが、法学既修者の行政法の学修到達度に差が見られたため2年次配当にカリキュラムを変更した。これに伴い、従来は法学既修者入学試験で実施していた行政法を、試験科目から除外した。

なお、現行カリキュラムでは、「行政法 」は行政救済法を含む行政法の全体像を一通り学修させ、「行政法 」では、行政救済の観点からの判例学修を行い、「公法総合 」では事例研究を行うことで、行政法全体の理解を深める仕組みとする。

法律実務基礎科目群の科目としては、「法曹倫理」,「民事訴訟実務の基礎」,「民事模擬裁判」,「刑事訴訟実務の基礎」,「公法実務の基礎」,「エクスターンシップA・B」を設ける。民事訴訟・刑事訴訟の訴訟実務の基礎科目は、司法修習の前期課程をカバーすることを目的とする。

基礎法学・隣接科目群として、基礎法学についてのより深い理解のために「法の哲学と歴史」,「外国法の基礎」を設ける。

- (エ) 展開・先端科目群は、2年次以降、特色ある法曹を養成するために必要な学識を修得させることを目的として、「A生活者と法」,「B平和・人権・環境」,「C経済生活と法」の3つのプログラムを置き、授業科目を3つの群としてまとめ、学生の履修の参考とする。

「A生活者と法」では、多くの実務法曹が直面する日常生活に密着した法分野について幅広く学ぶことを、「B平和・人権・環境」では、より国際的、公益的な事柄を扱う法分野について学ぶことを、「C経済生活と法」では主にビジネスに関連する法分野について学ぶことを、それぞれ予定する。

なお、2007年度カリキュラムでは「A生活者と法」,「B平和・人権」,

「Cビジネス法」の3つのプログラムとし、2010年度カリキュラムでは、プログラムの名称と科目配置について若干の変更を行ったが、基本的な仕組みは従前のとおりとのことである。

このほか、全プログラム共通として、「リサーチペーパー」、「特殊テーマ講座」を設けている。

2012年度の特特殊テーマ講座としては、「立法過程と立法技術」、「検事の捜査」、「刑事法特殊研究」、「中国法」、「涉外実務の基礎」、「司法支援」、「地方自治法」、「知的財産法実務研究」、「信託法」を設けている。

(2) 科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

当該法科大学院では、「人権論・法律家論」を設けて、法律家としてのあるべき姿を追求するとともに、人権問題に関連する重要課題を理論・実践の両面から修得させることで「人間性豊かな法曹」の養成を目指しているとのことである。

また、当該法科大学院は、当該法科大学院が養成しようとする法曹像に適合する形で、展開・先端科目群における3つのプログラムを設けているとのことである。

法律基本科目では、実務法曹として活動するために必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を確実に修得させるために、1年次で基礎的知識の修得を中心とする科目を、2年次以降には判例演習、事例演習を中心とする科目をそれぞれ開設するほか、法律実務基礎科目群では、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」などの科目が開設されている。

イ 科目群・科目名との齟齬等

当該法科大学院では、民事系科目にやや重点を置いた体系になっている。

民事系では、要件事実教育が重視されており、特に「民事法総合」の各科目では、要件事実論の修得と実践に多くの時間数が充てられている。

公法系では、「憲法」の単位数を増やすとともに、「公法実務の基礎」を開設して、実務的な視点から公法上の問題点を学修できるようにしているとのことである。

刑事系についても、「刑法」と「刑事訴訟法」の単位数を増やし、3年前期に「刑事訴訟実務の基礎」を配置し、実務的な理解を深めた上で、3年後期の「刑事法総合」を刑事系科目の総仕上げとして位置付けている。また、2008年度からは「少年法」を開設している。

5-1で述べたとおり、展開・先端科目群に配置されている「特殊テーマ講義」のうち、「検事と捜査」は法律実務基礎科目に、「刑事法特殊研究」は法律基本科目に位置付けられるべき内容であることが認められ

た。

前回の認証評価で目的適合性を指摘された科目である「市民と行政」は、生活保護・児童福祉関係法令、食品衛生関係法令を対象に、現実の行政活動の実態を踏まえつつ、行政活動と市民生活との関係を学修する内容となっている。また「法と居住」は、借地借家法に関する判例の検討を中心に、定期借地権、定期借家権の立法論的研究も行う内容となっている。

ウ 改善計画

前記5 - 1の1(4)で述べたとおり、当該法科大学院では、2013年度から新カリキュラムの実施を予定している。

(ア) 法律基本科目群

民法及び民事訴訟法に関係する科目では、要件事実教育を維持しつつ、科目配置と単位の配分を若干変更する。この変更は、新たに設定した到達目標を踏まえて科目間の重複箇所を全体的に整理すること、法科大学院教育としてはややオーバースペックな内容を含む点を改め、全体としてより効果的な学修を実現すること、修了生や在学生の要望を考慮し、また司法試験における融合問題の解消等の変化にも対応することを目的とするとのことである。

具体的な変更点は以下のとおりである。

1年前・後期にそれぞれ「民法基礎演習」、「民法基礎演習」(各1単位)を配置、1年を通じて演習方式で授業を実施し、あわせて簡単な起案等を通じて、法的な論理的思考力を養成することを目指す。

要件事実・事実認定の基礎を学修する「民事法総合」(4単位)を2単位科目にした上で、「民事法総合」、「民事法総合」をそれぞれ2単位から3単位に増やして判例中心のケーススタディを充実させ、その中で、要件事実の理解を適宜織り込むこととし、「民法演習 ~」に名称変更する。

民法と民事訴訟法の融合科目であった「民事法総合」、「民事法総合」については、これを解消して「民法演習」、「民法演習」に名称変更した上で、それぞれ1単位科目とする。なお、要件事実・事実認定教育については、「民事訴訟実務の基礎」のほかに、より詳細な理解を深める科目として法律実務基礎科目としての「要件事実・事実認定」を開設する。

民事訴訟法については合計3単位を増やして、「民事訴訟法」を、「民事訴訟法」(2単位：第一審手続編)と「民事訴訟法」(2単位：複雑訴訟・上訴再審・執行保全編)に分けて配置し、「民事訴訟法」を、「民事訴訟法演習」(2単位)と名称変更した上で、「民事訴訟法演習」(1単位)を新設する。

「民事訴訟法演習」は判例中心のケーススタディを行い、「民事訴訟法演習」では、事例検討を中心に行うことにしている。

(イ) 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目群のうち、「人権論・法律家論」(2単位)と「実定法と基礎法」(2単位)を発展的に解消し、「法と正義」(2単位)として新設し、改めて必修科目としたほか、「公共政策論」(2単位)と「実務法曹と情報ネットワーク」(2単位)を新設した。前者は公務員を志望する学生についてその知見を広げるために、後者は現代社会で不可欠といえるITネットワークの構造を理解させ、同時に最低限のスキルを身に付けさせるために開設するとのことである。

(ウ) 展開・先端科目群

これまでの3つのプログラムの基本的な考え方は踏まえつつも、「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」の3つに分類した上で、それぞれ関連する内容の科目を開設する。

当該法科大学院が目指すべき法曹像として新たに掲げる、民衆の幸福を第一義に考える「豊かな人間性を備えた法曹の養成」という観点から、一般法実務(General Practice)を扱う法曹として必要な法的知識を修得させるため「生活者と法」という科目を新設する。

また、「平和に貢献する法曹の養成」という観点から、「国際平和における平和と人権」という科目を新設して、国連の仕組みと活動、国際人権法、司法支援などの国際貢献、平和学、在日外国人の人権等を学ぶこととする。

そのほか、弁護士はもとより企業法務でも必ず直面するであろう債権回収に関して、民事保全・民事訴訟・民事執行という一連の流れのなかで学ぶ科目である「債権回収の実務」を新設し、また刑事事件では覚せい剤取締法違反被告事件、道路交通法違反事件等の特別刑法に関する刑事事件、少年事件、さらに刑事政策や犯罪被害者の救済等の実務法曹としては必ず直面する事柄について学ぶ科目である「刑事法展開」を新設する。

2 当財団の評価

これまで弱いと思われてきた民法の時間数を増やして、強化に努めるなど、積極的な姿勢が評価される。また、到達目標について、当該法科大学院全体でその設定に取り組み、カリキュラムへの反映の点でも十分な努力が行われている点は高く評価できる。

一方で、法律基本科目群の民事系科目において要件事実教育の充実を図り、要件事実教育の修得と実践に多くの時間数を充てた結果、相対的に理論教育の比重に低下が見られる。この点で、法律基本科目における理論教育と実務

教育のバランスに疑問がないとはいえない。法律基本科目において実務的な視点を導入すること自体は推奨されるものであるが、理論教育とのバランスには配慮が必要である。

また、総合演習科目等において、即日起案や自宅起案として授業外で学生に対して多くの起案を課している。その内容は必ずしも司法試験対策に偏るものとまでは認められなかったものの、今後の実施については配慮が必要である。

展開・先端科目の設定については、同科目群の趣旨を十分に理解しない科目設定が見られる。「検事の捜査」については本来であれば法律実務基礎科目として、「刑事法特殊研究」については法律基本科目に位置付けられるべきで、展開・先端科目に位置付けることは適切ではない。展開・先端科目の趣旨を十分に理解した上で科目の設定を行うことが望まれる。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

法律基本科目群に配置されている科目において、要件事実教育など実務教育に多くの時間を充てた結果、相対的に理論教育の比重に低下が見られる点、展開・先端科目群に配置している科目の中に一部展開・先端科目としての適切性を疑われる科目がある点などは改善を要するものの、授業科目の体系性・適切性は法科大学院に必要とされる水準に達している。

5 - 3 科目構成(3) 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 当該法科大学院の現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法律実務基礎科目群の中に、「法曹倫理」を2単位の必修科目として、3年前期に配置している。

(2) 特に力を入れている取り組み

ア 授業の概要

法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態の検討を行うとともに、歴史的・比較法的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法、弁護士職務基本規程等の規定をめぐる事例分析も行う。授業全般は、弁護士業務経験を有する教員及び検察官職務経験を有する教員が担当している。

イ 授業の進行

授業は、塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著「プロブレムブック法曹の倫理と責任」第2版6刷(現代人文社、2010年3月刊)を教科書として用い、シラバスに従って進行する。

基本的事項については要点を講義するが、具体的事例については予習を課して学生にレポートをさせ、それについて学生間のディスカッション、教員との議論等を通して、双方向・多方向の授業を行い、法曹の倫理と責任について理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できるようになるための基礎的知識と感覚を身に付けさせる。

2 当財団の評価

法曹倫理が必修科目として開設され、適切な内容で行われている。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

法曹倫理が必修科目として開設されている。

5 - 4 履修（１）履修選択指導等

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 当該法科大学院の現状

（１）履修選択指導についての考え方

学生の履修選択については、「学業の手引き」において示しており、各科目群における履修選択指導の状況は以下のとおりである。

ア 法律基本科目群については、すべて必修科目のため格別の履修選択指導はしていない。法律基本科目群のうち、上級年次に配置されている各総合科目（演習科目）については、一定の科目の履修とその合格が、履修の前提条件となっている。

イ 法律実務基礎科目群の選択科目のうち「法情報調査」、「実務法学入門」、「公法実務の基礎」については、格別の指導はしていないがほとんどの学生は履修をしている。「エクスターンシップA・B」については、通常のガイダンス、オリエンテーションとは別個にガイダンスやメールによる案内を行い、より多くの学生が履修するように指導しているとのことである。しかしながら、同科目の履修者に偏りがあり、履修者も多くはない。

ウ 基礎法学・隣接科目群については、すべて選択科目となっているが、「人権論・法律家論」、「実定法と基礎法」はできる限り選択するように指導をしている。

エ 展開・先端科目群については、3つのプログラムに分け、履修選択の目安にしており、学生は司法試験の選択科目等も加味しながら、自らの選択で適宜履修している。

（２）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

（ア）入学予定者に対して、入学準備プログラムとして入学予定者事前研修を、入学前年の10月頃と、翌年2月頃と2度にわたって実施し、法科大学院入学後に直ちに法律の学修に取り組めるように工夫している。
なお、欠席者には内容を録画したDVDを郵送している。

（イ）1年次生には、入学時にガイダンスとオリエンテーションを、後期開始時にガイダンスをそれぞれ実施している。

2年次生には、前期・後期の開始時にそれぞれガイダンスを実施している。

3年次生には格別のガイダンスを実施していないが、個別の履修相談については各専任教員が応じている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

(ア) アカデミック・アドバイザー制度

専任教員2人が1組となって、平均6人程度の学生を担当して、年間2回(5月連休明けと9月後期授業開始時)程度、1人当たり1回につき30分程度の時間を費やして、個人面談を行い、履修相談や学修・生活等の相談に応じている。

(イ) 研究科長等による個別面談の実施

上記のアカデミック・アドバイザーとは別個に、進級要件を満たさない者や必修科目の単位を落としている者、留年者など学業成績が芳しくない学生については、研究科長・研究科長補佐がペアとなって個別面談を実施して、履修の在り方のほか、今後の進路等について指導・相談等を実施している。

ウ 情報提供

法科大学院ガイダンスや法科大学院要覧に目指すべき法曹像を明らかにするとともに、「人権論・法律家論」などの授業を通じて、履修選択の参考となる法曹像を意識させるのに役立つ情報を提供している。

エ その他

履修者がいないため不開講となった科目は、以下のとおりである。

2011年度後期は、「国際取引法」、「国際政治論」、「エクスターンシップB」。2012年度前期は、「国際法」。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生は、ガイダンス、オリエンテーションを聞いた上で、シラバスを参考にして履修登録を行っている。

イ 検証等

中間アンケート及び期末アンケートの実施報告にあわせて、研究科委員会で報告されており、この検証結果を考慮に入れながら、2013年度カリキュラムにおける展開・先端科目の編成の参考にしていくという。

2 当財団の評価

当該法科大学院が理念とする法曹像との関係で、当該法科大学院によるガイダンスやオリエンテーションによる学生への説明に加え、専任教員のアカデミック・アドバイザーによる個別的な履修選択指導が行われるなど、きめ細やかな履修選択指導が行われている。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

ガイダンス，オリエンテーション，アカデミック・アドバイザーによる個別の指導などを通して履修選択指導は非常に充実して行われている。

5 - 5 履修（2）履修登録の上限

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

（注）

修了年度の年次は44単位を上限とすることができる。

1 当該法科大学院の現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

ア 履修登録単位数の上限は、1年次は42単位、2年次は36単位、3年次は44単位となっている（大学院学則第17条）。ただし、各学期においては、各年次の年間履修登録単位数の上限の範囲内で、1年次は22単位、2年次は20単位、3年次は24単位まで履修登録ができる（創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程第5条）。

イ 1年次（法学未修者）については、上限を42単位とし、年間36単位を超える履修を認めている（前記5-2の1（1）ア（ア）参照）。増設した6単位の内容は以下のとおりである。

公法系では「憲法（基本的人権）」において2単位を増やし、人権に関する重要判例を検討する時間に振り向けている。

民事系では「民法基礎演習」（2単位）を設置して、総則・物権・債権総論の基礎的な知識の確認を行っている。

刑事系では、実務的な観点を踏まえつつ理論的理解を深めるために、「刑法」及び「刑事訴訟法」では、それぞれ1単位を増やしている。

上記単位増加分（6単位）での授業内容は、主に判例・事例等の検討をするものである。

ウ 1単位の授業時間数は、90分×7.5回である（授業回数は、1単位科目8回、2単位科目15回、3単位科目23回、4単位科目30回）。

（2）無単位科目等

なし。

（3）補習

当該法科大学院は、カリキュラムとしての補習の実施は禁止しており、学生からの質問等は、オフィスアワーを利用させることとしている。

このほか、毎週土曜日に、3～5時間程度、チューターによる補習を実施している（以下「土曜補習」という。）。

土曜補習は学生の自学自修をサポートすることを目的とし、1年次生は授業の復習を中心とした小テストを、2年次生には演習科目の起案課題の復習等を中心とした演習を、また、3年次生に対しては、事例検討を通じての基本事項の確認を中心とする演習を午前中に実施し、午後にはその講

評・添削を行っている。チューターが土曜補習で扱う内容を決める際には、本来の授業の進行に合わせて、授業の復習を援助する内容となるよう工夫されている。

土曜補習への学生の参加は自由であるが、出席率は、1年次生では7～8割程度、2年次生で4～5割程度、3年次生では2～3割程度となっている。

(4) その他

ア オフィスアワー

3 - 6でも指摘したように、当該法科大学院のオフィスアワーは、法律基本科目を中心に科目毎に設置され、原則として当該授業の直後に授業1コマ分の時間を使って行われる。

オフィスアワーへの参加は任意であり、実質的に授業の延長とならないよう、いったん授業は終了して区切りをつけるなどのルールを決める等の対応をしている。実際に、授業後のオフィスアワーの見学を行ったが、学生が任意で質問を行っており、実質的に授業の延長にわたるような運用は認められなかった。

また、カリキュラム構成上、授業の次の時間帯に設定することが困難となってきたことから、2012年12月4日の研究科委員会において、従前の時間と場所の設定を改め、毎週決まった曜日の放課後に教員が研究室に待機するなどの、教員個人と結び付く方式を採用する方向で検討を始める旨の決定がなされた。

イ 自宅起案・即日起案

当該法科大学院においては、多くの演習科目で自宅起案・即日起案を実施し、教員が添削をした上で返却し、法的文書の作成能力の養成を図っている。当該法科大学院における即日起案とは、事前に提出を義務付けられた課題について、学生が授業時間外に特定の教室に集まり、決められた時間内で起案を行い提出するものである。教室に集合しての即日起案に参加することは任意であり、参加しない学生は自宅などで各自起案をして課題を提出することになっている。以上の自宅起案・即日起案は、2011年度後期の授業科目では、1年次は必修科目1科目で合計2回、2年次は必修科目4科目で合計34回、3年次は必修科目1科目で合計10回、2012年度前期の授業科目では、1年次は必修科目1科目で合計2回、2年次は必修科目4科目で合計40回、3年次は必修科目5科目で合計30回課されている。

2 当財団の評価

当該法科大学院は、履修登録単位数の上限を超えないように、科目の設定を行っている。

しかしながら，当該法科大学院は，毎週土曜日に，3～5時間程度，学生の自学自修をサポートする目的で，チューターによる土曜補習が実施しており，参加は任意ではあるが特に1年次生において参加者が多数に及んでいる。

また，当該法科大学院は，多くの演習科目で自宅起案・即日起案として，授業外で多くの課題を課している。この自宅起案・即日起案は，特に2年次必修科目で1年間で74回，3年次必修科目で40回と全体として多量の課題といえ，時期によっては学生にはかなりの負担となっている。

また，土曜補習の参加は任意であり，その内容についても学生の自学自修をサポートするものと位置付けられてはいるものの，毎週一回3～5時間開催され，参加率も高いことから，自宅起案・即日起案に伴う学生の負担と併せ考慮すれば，学生の自学自修時間の確保を難しくするおそれがないとはいえない。

学生の自学自修のための時間を確保し，主体的な学修姿勢を育む観点からは，学生の課題量を教員間で調整するなどの配慮が望まれる。

なお，当該法科大学院のオフィスアワーが法律基本科目の授業の次の時間帯にその教室において設定され，実質的に授業時間の延長となる危険を孕む仕組みになっていたことは問題であるが，これまでもいったん授業を終了して区切りを決めるなどの対応をしてきており運用実態として問題がなく，また，放課後の決められた時間に研究室にて行うオフィスアワーへの変更を検討しているとのことであり，制度としても改善が見込まれるところである。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

2年次以降に授業で課される課題の量が多く，土曜補習も実施されているため，学生の自学自修時間が減少するおそれがあり，履修登録の上限を設けた趣旨を損なうおそれがないとはいえないが，履修科目として登録することのできる単位数の上限が各学年の履修上限単位を上回らないよう配慮されており，1年次の履修登録単位数の上限が年間36単位を上回ることにしても合理的理由が認められる。

第6分野 授業

6 - 1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 授業計画・準備

当該法科大学院では、シラバスは、毎年3月に「ポータルサイト」において公開する。このシラバスには、授業の概要、授業計画・内容のほか到達目標を明示するほか、評価・試験方法及び定期試験とレポート課題等の日常点の割合をパーセンテージで表示する。

シラバスの授業計画と実際の授業が乖離する場合には、ポータルサイト又は授業時に紙媒体を配布し、その変更点を示すとのことである。科目によっては、シラバスを補充するためのレジюме等を配布する例もある。

複数教員が担当する演習科目では、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行った上で、同一のシラバスを作成する。

なお、「当該法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、今年度における具体的な到達目標を科目別（憲法，行政法，民法，民法財産法，商事法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法，民事訴訟実務の基礎，刑事訴訟実務の基礎，法曹倫理）に作成の上，ポータルサイトにおいて教員・学生が閲覧することができるようになっている（9 - 1の1（1）エ（ア）参照）。

(2) 教材・参考図書

当該法科大学院では、教材・参考図書についてはシラバスで明示するほか、追加補充する教材やレジюме等は、授業時に適宜配布するか、ポータルサイトに掲示する。

また、「公法総合」，「民法法総合 ～」，「商事法総合 ～」，「刑事法総合 ～」などの演習科目については、教員が作成した独自の教材（事例問題集，判例集等）を使用しているが、この独自教材については、ポータルサイトでの掲示又は紙媒体での配布をする。

(3) 教育支援システム

当該法科大学院では、シラバス作成，授業アンケートへの教員のコメント，授業教材の管理やレポート課題の管理，講義の連絡等，多くの教員が積極的にポータルサイトを使用している。

このポータルサイトは2007年度に導入され（それ以前はキャンパスイオスというシステムが使用されていたとのことである。），2年ほどの移行期

間を経て、2009年度から本格的な稼働を開始したとのことである。

(4) 予習教材等の配布

前期・後期開始時に一括して配布又はポータルサイトへアップする科目もあれば、授業の1～2週間前に配布する科目もあるが、おおむね1週間前の配布が多い。

(5) 授業の実施

ア 教育内容

(ア) 授業全体について1年次の科目では、基本的知識の修得と体系的理解、2年次は判例・事例演習による問題分析能力、検討能力、事実認定能力等の修得を目指し、3年次は具体的な問題の解決能力、文書又は口頭による説得能力の修得を目指すこととしている。

複数教員による授業にあっては、教員間の意思疎通を密にするなどして、教員の個性を活かしつつ授業内容の統一を図ることとしている。

(イ) 憲法

「憲法」では、講義を中心に基本的人権、統治機構論を体系的に取り扱い、「公法総合」では判例と事例問題を使った演習方式の授業を実施する。

「憲法」は2単位から4単位になり、重要判例を事前に学生に配布した上で双方向授業を実施している。

(ウ) 行政法

2011年度に「行政法」を2年次前期科目とし、「行政法」では総論と行政救済法を含む全分野の基本的な体系について講義中心に授業を行い、「行政法」(2年次後期)では主要判例の網羅的検討を内容とする演習方式の授業を行い、「公法総合」(3年次前期)では事例問題を使った演習方式の授業を行う。

(エ) 民法

1年次の「民法」では、基本的知識の修得と体系的理解を図る講義中心の授業を行い、「民法基礎演習」では民事法の基本的な思考様式についての演習授業を行う。

2年次以降の「民事法総合」では、要件事実論を思考の基本に据えた上で、ケース学修を中心に行う判例演習と、民事訴訟も含めた高度な事例演習を行う。

当該法科大学院では、従来、1年次の科目担当者は研究者教員、2年次以降の演習科目の担当者は、実務家教員と実質的に分かれていたが、現在は、研究者教員も2年次以降の演習科目を担当し、また実務家教員の一部も1年次の科目を担当している。また、複数教員が担当する科目では、事前に検討・意見交換を行った上で授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施している。

(オ) 商法

「商事法 Ⅰ」では、会社法・商法総則・商行為・手形小切手法の基本的知識の修得と体系的理解を図るため講義中心の授業を行う。

「商事法総合Ⅰ」では、主に最近の重要判例を素材とした事例演習を行う。

「商事法Ⅱ」では、理論教育を担う研究者教員と実務家教員とが協働しながら授業を行う。

また、「商事法Ⅱ」を除く他の科目はすべて複数教員が担当しているが、事前に検討・意見交換を行った上で授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施している。

(カ) 民事訴訟法

「民事訴訟法Ⅰ」では、民事訴訟法の基本的知識の修得と体系的理解を図るため、簡単な質問を行いながら講義中心の授業を行う。

「民事訴訟法Ⅱ」では、判例又は事例による演習を実施しているが、学生の学修到達度に応じてクラスを3つに分ける。

当該法科大学院の民事訴訟法の授業は、従来、実務家教員が中心に実施してきたが、2011年度から研究者教員が加わった。

民事訴訟法に関する科目については、現在すべて複数教員で担当しているが、事前に検討・意見交換を行った上で授業や定期試験を実施し、採点・評価についても複数の教員で実施している。

(キ) 刑法

「刑法Ⅰ」では、刑法総論と各論の基本的知識の修得と体系的理解を図るため講義を中心に質疑応答を織り交ぜて授業することとしているが、2012年度は、2クラス体制(1クラス10人程度)で、実質的に演習方式での授業になっているとのことである。

「刑法Ⅱ」のうち1単位増やした部分は、理論的に導き出される見解が実務でどのように用いられるかについて実務家教員が授業を行うこととしている。

2年次以降の「刑事法総合Ⅰ」では、主要判例を主な題材とする事例演習を行う。

当該法科大学院では、従来、「刑法Ⅰ」では研究者教員、2年次以降の演習科目の担当者は実務家教員としていたが、現在は、研究者教員も2年次以降の演習科目を共同担当し、また実務家教員の一部も「刑法Ⅱ」の一部を担当することにしている。

刑法に関する科目は、すべて複数教員で担当する科目となっており、事前に検討・意見交換を行った上で授業や定期試験を実施している。

採点・評価についても複数の教員で実施している。

(ク) 刑事訴訟法

1年次後期科目である「刑事訴訟法」では、刑事訴訟法の基本的知識の修得と体系的理解を図るため講義中心の授業を行い、1単位増やした部分は、学んだ理論がどのように実務で用いられるかについて実務家教員が授業を行う。

2年次以降の「刑事法総合 」（の一部）では、比較的近時の判例を題材とする判例演習及び事例演習を行う。

「刑事訴訟法」では、実務経験のない学生の理解を助けるよう、授業中に、実況見分調書や令状のサンプル等を配布又は提示する等しながら実務的な観点からの説明をしているとのことである。

なお、複数教員で担当する科目については、事前に検討・意見交換を行い、授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施している。

イ 授業の仕方

（ア）全体

当該法科大学院では、多くの科目で各回の授業で達成すべき目標をポータルサイト等で配布される予習教材やレジュメ又は課題等に示している。

当該法科大学院では、定員削減を実施したこともあり、科目毎の学生数は、未修者1年次生で20人程度、2年次で既修者が加わっても30人程度である。2年次以降の演習科目では2クラス又は3クラスに分けて授業を実施するので、1クラス10～15人程度となっている。

（イ）憲法

「憲法 」（の一部）では講義レジュメと判例が、「公法総合 」（の一部）では判例資料集、レジュメ集、修得すべき内容をまとめた資料（「パッケージ」と呼称）を事前に配布し、関連する内容について学生に予習をさせて講義及び演習を行う。「公法総合 」（の一部）では、レジュメ集にある問題研究の部分を中心に双方向授業を行うとのことである。

「憲法 」（の一部）、「公法総合 」（の一部）の3科目のすべてを担当する教員が中心となり、「公法総合 」（の一部）を担当する兼任教員と毎回授業の内容や進度について協議しながら授業や定期試験（採点・評価も含む。）、レポート課題等を実施している。

（ウ）行政法

「行政法 」（の一部）では詳細な講義レジュメを、「行政法 」（の一部）と「公法総合 」（の一部）では、それぞれ到達目標・検討課題を明示した予習教材を、それぞれ15回分作成し、あらかじめ学生に配布した上で、講義及び演習を行う。

演習方式の授業を行う「行政法 」（の一部）と「公法総合 」（の一部）では、予習教材に掲げた検討課題（質問項目を作成）を中心にした双方向授業を実

施しているとのことである。

行政法を担当する3人の教員が、事前に検討・意見交換を行い、「行政法 Ⅰ」、「行政法 Ⅱ」、「公法総合」の各科目の役割分担や到達目標を明確にしながら授業や定期試験を実施している。

(エ) 民法

1年次科目では、扱う判例や基本的事項を確認するためのレジюме等をあらかじめ配布した上で、講義及び演習を行う。

2年次以降の「民事法総合」の各演習科目では、担当教員が独自に作成した起案課題を与えて、それに基づく双方向の演習授業を実施している。

(オ) 商法

「商事法 Ⅰ・Ⅱ」では、教科書に加えて毎回レジюмеを配布して理解を深め、「商事法総合 Ⅰ・Ⅱ」では、それぞれ担当教員が独自に作成した事例問題を使って学生に起案をさせて、その起案課題に基づく双方向の演習授業を実施しているとのことである。

(カ) 民事訴訟法

「民事訴訟法 Ⅰ」では、レジюмеを配布するとともに、復習課題を出して提出させる。

「民事訴訟法 Ⅱ」は担当教員が独自に作成した課題（事例演習）をあらかじめ学生に与えて起案をさせ、その起案課題に基づく双方向の演習授業を実施しているとのことである。

「民事法総合 Ⅰ・Ⅱ」の演習授業では、それぞれ7回程度、執行保全を含む民事訴訟法に関する事項も扱う。

(キ) 刑法

「刑法 Ⅰ・Ⅱ」では、詳細な内容の予習課題を示し、講義では予習課題の解説を織り込んだ講義案に基づき、重要事項にポイントを絞って授業を実施するとのことである。

「刑事法総合 Ⅰ・Ⅱ」(の一部)の各演習科目では、担当教員が独自に作成した事例問題についてレポート課題又は即日起案を実施している。

(ク) 刑事訴訟法

「刑事法総合 Ⅰ・Ⅱ」の各演習科目では、担当教員が独自に作成した事例問題についてレポート課題又は即日起案を実施している。

ウ 学生の理解度の確認

当該法科大学院では、学生の理解度を確認する手段として、定期試験はもとより、授業での双方向授業における質疑応答のほか、ミニテスト、レポート課題、即日起案、自宅起案など、様々な形での文書を作成させて、理解度の確認を行っているとのことである。特に、起案課題につい

ては教員が添削等を行い，その種類と量の多さが特色となっている。

エ 授業後のフォロー

当該法科大学院では，授業終了後の質問対応，オフィスアワーの実施，提出された起案やレポート課題の添削指導，教員の研究室での質問等によって授業後の学生へのフォローをしているとのことである。

また，定期試験については，試験後に解説・講評を行い，書面を作成して配布（ポータルサイトにアップ）するほか，全体の成績表を作成して配布する例もあるとのことである。

オ 出席の確認

授業では，出席確認を義務付けているとのことである。確認は，点呼のほか，座席表や出席簿を回覧して記入させる方法によっているとのことであるが，実際には多くが後者の方法によっていた。当該法科大学院が小規模であることもあり学生の出席については把握ができています。

なお，授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は，定期試験の受験資格を失うこととされている。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

「人権論・法律家論」，「倒産法」などでは，パワーポイントを用いた授業も多く，民事訴訟法の手続や公害事件のビデオなどを教材として使用する科目も見られる。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

当該法科大学院では，授業のレベルの設定が，対象学年にふさわしいものとなっているかについては，公法系，民事系，刑事系の各系での打合せや，複数教員による担当科目の打合せにおいて協議・検討しているとのことである。

また，未修者（初心者）への授業については，入学前の事前研修の充実をはじめ，以下のような工夫を行っているとのことである。

1年次前期配置の「実務法学入門」において，法学の学修方法や裁判例の読み方などを詳しく教える。

「民法基礎演習」においては，民法全体についての基本的な思考様式を学ばせる。

「刑法」と「刑事訴訟法」は，隔週で研究者教員と実務家教員が連携して授業を運営し，研究者教員の授業では基本的な原理原則を中心として理論面を重視する授業を行い，実務家教員の授業では簡単な事例を題材とした実践的な授業を行うなどして，2年次以降の演習科目にシームレスにつなげる工夫をする。

2年次の「民法総合」では，民法の理解が不十分な学生や，要件事実論特有の技術的・理論的特徴になじめない学生を対象に，後半15回に基礎充実クラスを設けて，基本的事項に重点を置く授業

を実施する。

「民事法総合」では、前半を比較的簡単な事例問題を扱い、徐々に難易度を増しながら「民事法総合」へつながるように工夫し、同様に「民事法総合」では、3年次の「民事法総合・」に対応できるように課題や授業の難易度を工夫する。

(6) 到達目標との関係

当該法科大学院では、法律基本科目においては、各授業でのシラバスに当該法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた上での到達目標を示している。

憲法、行政法、民法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の主要7科目については、より具体化・項目化した当該法科大学院独自の到達目標を学生に提示し、授業で扱う項目、授業では扱えない項目を区別する形で示すほか、個々の予習教材やレジュメ等において、授業では扱えないが前提として学修済みであることが求められる部分を明示するなどの工夫をしている。

自学自修の方法については、授業中に口頭で、又は予習教材やレジュメ等で指示している。

授業外では、オフィスアワーやアカデミック・アドバイザーによる個人面談、各教員の個別の対応のほか、チューターによる土曜補習を通じて自学自修の支援を行っているとのことである。

到達目標の内容の精査、授業で扱う部分と自学自修に委ねる部分の選択等は公法・民事法・刑事法の各部会で検討しているほか、FD研修会等において報告するなどして適切に機能しているかを検証しているとのことである。

チューターによる補習については、教員で構成される学修支援委員会とチューターとの間で定期的に報告検討会を実施して、その内容や成果等を確認しているとのことである。

(7) その他

2年次以降に実施されている「公法総合」、「民事法総合」、「商事法総合」、「刑事法総合」などの主な演習科目については、研究者教員と実務家教員が協働して起案課題や独自の教材を作成し、理論と実務の架橋を、授業内容に反映させる取り組みを続けているとのことである。

2 当財団の評価

当該法科大学院では、授業の計画・準備・実施を通して、全体として、ポータルサイトによる教育支援システムが積極的に活用され、機能している。当該法科大学院が策定した各科目の具体的な到達目標である「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」がポータルサイトにおいて閲覧可能な状況

となっているだけでなく、多くの科目で各回の授業で達成すべき目標をポータルサイト等で配布される予習教材やレジュメ又は課題等に示している点は評価できる。

また、当該法科大学院では、科目毎の学生数が、未修者1年次生で20人程度、2年次で既修者が加わっても30人程度であり、2年次以降の演習科目では2～3クラスに分けて授業を実施するため、1クラス10～15人程度となっているなど、少人数でのきめ細かい指導が実現されている。

授業においては、多くの授業で双方向授業が実施され、また、多くの授業で少人数教育の利点を活かして法的文書作成能力の養成が積極的に行われている点も当該法科大学院の特筆すべき点である。

しかしながら、双方向授業を実際に展開し教育効果を上げている教員が相当数存在する一方で、一方的な講義となっていたり、ごく初歩的な質問をして学生に答えさせるだけにとどまるなど、双方向性につき不十分な授業も散見された。

また、法律基本科目の多くで実務家教員と研究者教員の共同授業が行われているが、具体的な授業は実務家教員によって行われることが相当程度あり、また、民事法においては、要件事実論の修得及び実践に多くの時間を割く結果、相対的に民事実体法の理論教育に割かれる時間が減少していると評価せざるを得ない面があった。学生からも、理論的基礎が固まらないままに高度な実務教育に移行することへの戸惑いの声があった。

以上の点につき、学生と教員のコミュニケーションにより個別的には改善されている面も見られるものの、当該法科大学院として、理論教育と実務教育のあるべきバランスについて引き続き検証することを期待する。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

授業計画・準備・実施が、質的・量的に見て充実しているが、なお改善の余地がある。

6 - 2 理論と実務の架橋 (1) 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとりえ方

当該法科大学院において、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、「学生に、実務に即した法的考え方や事実のとりえ方の基本を習得させる」とともに、「理論の面から実務に批判的検討を加え、よりよい実務を創造し、法の発展を目指す」授業である。

このように位置付ける理由は、従来の法学教育が条文解釈論を中心とした基礎理論を学ぶにとどまり、法曹として社会に生起する事件を解決する能力を養成するには不十分であったとの反省の上に立って、要件事実教育や具体的なケースの分析検討を通じて、法学基礎理論を具体的事実に適用し、紛争解決への道筋をつける基礎力・応用力の修得（従来の司法研修所前期修習の内容）を主たる目標として、実際に即した法曹の養成を目指すためとのことである。

また、当該法科大学院は、多くの研究者を擁する大学院として、研究者の視点から実務の理論的基礎を検証し、さらに研究者と実務家の協働により、よりよい裁判・法適用実務の創造や法改正を含む法の発展を目指す研究に適した環境にある。法曹養成の場における研究者と実務家の協働を通じて、理論と実務の融合・触発から新たな法の発展と実務の改善を目指すためとのことである。

そして、このような理念は、当該法科大学院の教職員間で共有され、研究科委員会やFD研修・授業準備のための教員の協議において、繰り返し確認されている。

(2) 授業での展開

ア 法律基本科目

(ア) 民事系科目

1年次に「民法 ～ 」、「民法基礎演習」、「商事法 ～ 」、「民事訴訟法」を置き、研究者教員が中心になって講義形式で基礎理論を教育している。2年次・3年次は、「民事法総合 ～ 」、「商事法 ～ 」、「商事法総合 ・ 」、「民事訴訟法 ～ 」を置き、実務家中心に、具体的なケースを題材とした演習を行っている。3年次では、より複雑高度な例を題材として分析力・表現力を養っている。

「民事法総合 ～ 」については、司法研修所の教官経験のある実務家教員が中心となって要件事実や事実認定を教授している。「民事法総合 ・ 」は、実務家教員が中心に担当しつつも、研究者教員が授業

に立ち会って理論面のコメントをしている。「商事法・」は研究者と実務家が時期を分けて共同担当している。

法律基本科目の民事系科目全体の傾向として、要件事実など実務的要素について割かれている時間が多かった。特に、「民法総合」の授業では要件事実論を重視した結果、相当の時間を実務的教育に割き、起案課題も高度な内容のものが見受けられた。

(イ) 刑事系科目

1年次には「刑法・」、「刑事訴訟法」を置き、研究者教員が担当している。2年次・3年次に、「刑事法総合～」を置き、派遣検察官を含む実務家教員を中心に、研究者教員と協働して判例事例演習を行っている。

(ウ) 公法系科目

1年次に「憲法・」、2年次に「行政法・」を置いて、研究者教員が講義形式により基礎理論を教えている。2年次から3年次にかけて「公法総合・」を実務家教員と研究者教員が前期・後期等に分けて協働担当し、判例事例演習を通じて、基礎理論を駆使して憲法・行政法事件を分析し、適切に解決する能力の涵養を図っている。

イ 法律実務基礎科目

「法情報調査」、「実務法学入門」、「法文書作成」、「法曹倫理」、「民事模擬裁判」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「公法実務の基礎」、「エクスターンシップ」を置いている。

このうち、「法情報調査」と「実務法学入門」は1年次と2年次、「法文書作成」は3年通年で受講できることになっており、そのほかは、2年次・3年次の履修である。

「法情報調査」では、法律基本科目で学ぶ法令や判例など自ら調査する技術とスキルの修得を図る。「実務法学入門」では、法曹実務家としての考え方やものの見方を学ぶ。「法曹倫理」では、法曹としての責任感・倫理観を養う。さらに、「法文書作成」、「民事模擬裁判」、「エクスターンシップ」は、実務法曹の仕事をシミュレーションする形で、法律基本科目で学んだことを実践で使ってみるにより、まさに理論と実務の架橋を図っている。

また、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「公法実務の基礎」においても、それまでに法律基本科目で学んだ理論や知識を具体的な事例検討の中で応用し、具体的な事実に応じて使えるようデザインされ、理論と実務の架橋が図られている。

ウ 基礎法学・隣接科目

「人権論・法律家論」、「外国法の基礎」、「実定法と基礎法」、「法の哲

学と歴史」を置いている。特に、「人権論・法律家論」では、学生はあるべき法律家像を思索し、当該法科大学院の三指針（邪悪を正す冷徹な知性・人間を愛する豊かな慈愛・勝利を決する強靱な魂）について考える機会としている。

また、「実定法と基礎法」では、実定法の解釈学の根底にある経済・社会・哲学に及ぶ問題を探求する機会を与え、理論と実務を深いところで架橋することを試みている。この授業は、当該法科大学院の特色をなす授業の一つといえる。

エ 展開・先端科目

「生活者と法」、「平和・人権・環境」、「経済社会と法」の3つのプログラムを置き、学生それぞれの希望する進路に応じて、実務法曹になったあとの即戦力となり得る、より専門的・実践的な内容を学べるようにしている。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

民事系では、「民事訴訟法」、「民事法総合」、「商事法総合」で研究者教員と実務家教員の協働授業を行い、理論と実務の架橋・融合を図っている。

当該法科大学院では、大学院法学研究科及び法学部の教員からなる「民事法研究会」が法科大学院設立以前から継続して活動しており、現在では、1か月に1度のペースで開催し、法科大学院の研究者教員及び実務家教員に参加を呼びかけながら行っている。多数の研究者教員が参加し、実務家教員も複数参加して、民法・民事訴訟法・商法の研究発表と討論を行っている。これは、民事系教員にとって、理論と実務、民事系隣接科目の融合・触発の場となっている。

公法系では、授業教材の検討を実務家教員と研究者教員との緊密な協働によって作成しており、当該法科大学院独自の到達目標も、研究者と実務家の協働作業によって早期に策定し、協働して授業を行っている。

また、新たな取り組みとして、従来、研究者教員が主に担当してきた「民法」、「刑法」、「刑事訴訟法」、「商事法」などの科目について、実務家教員が協働して行っている。

実務家教員の中から、研究者教員から触発を受けて、博士課程において学術的な研究を行う者が出ており、研究者教員のみならず、実務家教員も「創価ロージャーナル」における論文の発表を積極的に行っている。

当該法科大学院が、特に力を入れている取り組みは以下のとおりである。すなわち、理論教育を担う研究者教員と実務教育を担う実務家教員とは、価値観やものの考え方、仕事の仕方に相当の違いがあり、教育現場である法科大学院において協働関係を構築するには、様々な課題があるが、当該法科大学院では、その課題に挑戦し、実務家教員と研究者教員がともに大

学人として法科大学院の運営について責任と負担を担う中で相互の信頼関係を作りながら、身をもって理論と実務の架橋を実現する取り組みを継続している。

(4) その他

現地調査の過程において、研究科長から以下のようなコメントが寄せられた。すなわち、「研究者教員と実務家教員の協働教育の実質化」と題して、「研究者教員と実務家教員が共同して教育に携わる協働教育体制は、形式的には一応整いつつあるが、その実質化においては不十分である。それをさらに深化発展させて、実質化する必要がある。法科大学院附置の法科大学院要件事実教育研究所においては研究者教員と実務家教員が共同して研究会を開催したり、共同執筆等をする事例が見られるものの、法分野においても人的にも一部に限られている。このような共同研究を拡充することで、実務家教員の研究業績の拡充をも目指したい。」というのである。

2 当財団の評価

法律基本科目の多くで研究者教員と実務家教員が共同担当し、緊密に連携をとって教育内容を検討・授業の実施をしているなど、研究者教員と実務家教員との協働体制が整っているが、今なお十分でない。要件事実教育など理論と実務の架橋を目指して成果を上げているが、その他の分野にまで進展していない。当該法科大学院では実務教育に多くの時間を充てた結果、相対的に理論教育の占める割合が低下しており、理論と実務のバランスのとれた教育の実施についてなお改善の余地がある。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

理論と実務の架橋を目指した授業が、質的、量的に見て充実しているが、なお改善の余地がある。理論面の教育とのバランスについてさらなる検討が望まれる。

6 - 3 理論と実務の架橋（2）臨床科目

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）臨床科目の目的

当該法科大学院では、臨床科目の実施を通して、法科大学院での授業で修得した知識をもとに、具体的事件における問題発見能力・事実認定能力・顧客等とのコミュニケーション能力等の向上を目指すとともに、実務の在り様をクリティカルに検討することを通じて、理論的理解の充実・発展を目指す。

主として、法律事務所・企業法務部等でのエクスターンシップにより上記目的の達成を目指す。法科大学院における法律実務基礎科目の「民事模擬裁判」、「法文書作成」、「刑事訴訟実務」の基礎の一環として行われる刑事模擬裁判等においてもシミュレーション教育を実施し、上記目的の達成を目指している。

また、エクスターンシップにおいては、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作ることを目的としている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア エクスターンシップ

2年後期～3年後期の配当科目（選択科目）として、「エクスターンシップA」、「エクスターンシップB」を置き、後期での履修者は夏季休暇、前期での履修者は春季休暇を利用して、35時間程度（A）又は70時間程度（B）、法律事務所や企業の法務部等で研修をしている。単位数は、Aが1単位、Bが2単位であり、夏季休暇での研修の場合はA、春季休暇での研修の場合はBを原則とするが、希望があれば、夏季でB、春季でAを履修することも可能である。AとBの双方を履修することはできない。

研修先は、当該法科大学院の修了生（弁護士）からなる創価大学法曹会の協力を得て、主に弁護士事務所において研修を行うが、企業法務部・法テラス等でも研修を行う。

履修者に対しては、研修に派遣するに当たり、エクスターンシップのガイダンスを実施して、守秘義務等の注意事項を徹底し、とりわけ守秘義務の問題等については、履修者に秘密保持等誓約書に署名押印させ、意識を明確に植え付けるようにしている。なお、全学生について、入学時に法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入させている。

担当弁護士や企業法務部の担当者には、エクスターンシップの意義・

研修内容等を告知し、終了後には、その趣旨に則った研修指導報告書を作成し、提出させている。

履修者と担当教員は、開始から終了まで適宜連絡を取り合い、研修の開始・内容・終了等について担当教員は逐一把握している。また履修者は、研修中は毎日研修日誌を作成し、終了後は、同日誌と研修報告書につき研修担当者の確認を得た上で、担当教員に提出し、さらに研修での経験を通じて関心を持ったテーマにつき、レポートの作成・提出を課している。

すべての履修者の研修の終了後に、担当教員の下で報告会を行い、各履修者から研修の内容・状況を報告し合い、総括している。実務の現場で、実際に活動している弁護士等に接し、また実務の一端を垣間見ることによって、法科大学院で法律を学修している意味を再認識し、実務家になることについての意義を実感するなど、今後の学修のモチベーションを高めた履修者が多い。

成績評価は、担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び履修者が提出する書類に基づいて判定する。本科目は、P F 評価（合否のみ判定）である。

エクスターンシップの履修者が少ないこと及び増加努力に関する当該法科大学院の認識と見解は、以下のとおりである。

「エクスターンシップについて比較的多くの学生が履修を敬遠する傾向にあることは十分認識している。直接司法試験に結びつかず、しかも大学（八王子）からは場所的にも離れた法律事務所に赴く必要があるため、司法試験の受験に汲々としている学生から敬遠される結果となっている。もっとも、実際に履修をした学生からは、履修して良かったとの報告がされており、当該科目を履修することの重要性を担当教員からも宣伝し、さらに先輩や修了生・合格者等からもその重要性が口コミで伝わっている。

受講者数は、前回の認証評価時において入学定員 50 人に対してエクスターンシップ科目の履修者数は、年間 10 人程度であったが、これを「エクスターンシップ A・B」と科目を拡充したことにより、最近 3 年間は、入学定員が 35 人に減少したにも拘わらず、エクスターンシップ科目の履修者数は、年間 17 人～22 人と増加している。」

イ 民事模擬裁判

「民事模擬裁判」（1 単位・選択科目）を置いて、民事裁判についてのシミュレーション教育を行っている。この科目を通じて、訴えの提起から判決までの民事訴訟第一審の手続を自ら行うことにより、教科書や講義授業で学んだ民事訴訟法の制度趣旨や機能をより具体的・体験的に理解し、民事実体法や要件事実の知識を使って生の事実を法的に分析し、

証拠の検討や推論を行って問題を解決する能力を実践的に養うことができる。実際に弁論や証人尋問を準備段階からチームで行い、議論を重ねる中で、説得的コミュニケーションの力を涵養することができ、履修者は、大きな達成感をもって授業を終えており、その過程で大きな成長を示しているとのことである。

ウ 刑事訴訟実務の基礎

「刑事訴訟実務の基礎」(2単位・必修科目)では、事実の認定・法令の適用・手続の実務等を学び、刑事手続を理論面と実践面の両面から理解できるようにして、理論と実務の架橋を目指している。15回の授業のうち4～5回程度を、公判技術を学ぶ一環として、刑事模擬裁判を行っており、これもシミュレーション教育の一つである。

実際の事件記録をアレンジしたものを題材に、履修者を裁判官・検察官・弁護人の3グループに分けて、担当教員4人で手分けして、被告人役や証人役を担い、履修者は、各役割に応じて、所与の起訴状や証拠関係を前提にしてではあるが、被告人との模擬接見や尋問打合せ、証人からの事情聴取や尋問打合せ等を行った上で、冒頭陳述書の作成・証人尋問・被告人質問・論告求刑・弁論・判決等を行い、最後に担当教員から講評を受ける。

エ 法文書作成

「法文書作成」(1単位・選択科目)を1～3年次に配当し、学生が履修した年次に応じて、法文書の書き方の基本的な事項を学修する機会を設け、表現方法を含む説得的な法律文書の書き方のトレーニングを行っている。具体的には、依頼者に対する連絡文書・内容証明郵便・報告書・和解条項などを課題文書として実際に作成させており、これもシミュレーション教育の一環といえる。

2 当財団の評価

臨床科目全体につきさらなる強化が必要である。

エクスターンシップを拡充するなど、エクスターンシップの履修者増加に向けた努力の跡がうかがわれ、評価できるが、今後さらに受入先を開拓するなどエクスターンシップの充実化が望まれる。当該法科大学院は少人数であり、その総力を注げばエクスターンシップの必修化も必ずしも不可能ではないところ、これを選択科目としているなど、実務教育の充実を掲げて法律基本科目等でかなりの取り組みをしている反面、臨床科目の位置付けがやや弱いように思われる。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2)理由

エクスターンシップの拡充について課題があり，また，臨床科目全体につきさらなる強化が必要であるが，臨床科目が質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準を満たす程度に開設され実施されている。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数(1) クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

(注)

「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。

「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

1 当該法科大学院の現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数

当該法科大学院は、定員が35人であり(大学院学則第7条)、過去3年間の法律基本科目の受講者数は、最高で49人(2010年度前期・「商事法総合 / 民法法総合 (商事法系)」)となっており、少人数制は実施されている。

他の分野の開講科目においても50人を超える受講者の科目はない。

(2) 適切な人数となるための努力

法律基本科目のうち、2年次以降の公法系・民事系・刑事系の総合科目(演習科目)では、2~3のクラス編成にしている。そのため、これらの科目では、1クラスの受講生は、20人以内の少人数になっている。

2 当財団の評価

法律基本科目の履修登録者数は、過去3年間の最高で1クラス49人であり、選択科目についても適正な人数が維持されている。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

法律基本科目の1クラスの学生数は50人以内であり、選択科目についても、適正な人数以内となっている。

7 - 2 学生数（2） 入学者数

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。

「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 当該法科大学院の現状

（1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

当該法科大学院の過去3年間の入学定員と入学者数、そして前者に対する後者の割合は、次のとおりである。

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A）
2010年度	35人	32人	0.91
2011年度	35人	35人	1.00
2012年度	35人	28人	0.80
平均	35人	31.67人	0.90

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

過去3年間において、入学者数が入学定員を上回ることはなかった。

2 当財団の評価

過去3年間の平均入学者数は、約31.7人で定員充足率は約90.5%であり、特に問題はない。

3 合否判定

（1）結論

適合

（2）理由

過去3年間の入学者数は、いずれも入学定員の110%以内である。

7 - 3 学生数 (3) 在籍者数

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1 当該法科大学院の現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

当該法科大学院の 2012 年度における収容定員と在籍者，そして前者に対する後者の割合は，次のとおりである。

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A)
1 年次	35人	20人	0.57
2 年次	35人	36人	1.03
3 年次	35人	43人	1.23
合 計	105人	99人	0.94

1 年次に入学する未修者は，20～24 人程度とされている。留年者などが多くなければ，1 年次の在籍者は，収容定員を下回ることになる。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅に上回らないための努力

在籍者数は，収容定員を 6 人下回り，充足率は 94%にとどまっている。

2 当財団の評価

在籍者総数は，収容定員の 110%を超えていない。

3 年次の在籍者数は，収容定員を 8 人超過し定員の 123%になっているが，入学定員 50 人 (現在は 35 人) の時期の留年生が残っているためで一過性の現象とみられ，在籍者総数は，収容定員の枠内に収まっていることにかんがみても問題はない。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

在籍者数は，収容定員の 110%以内である。

7 - 4 施設・設備（１）施設・設備の確保・整備

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 当該法科大学院の現状

（１）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設・設備

当該法科大学院の施設は、法科大学院専用棟である学修館と本部棟からなる。学修館には、専用図書室と専用の学生自習室がある。授業は、本部棟の１階～３階の教室（M102，M103（法廷教室），M201，M203，M204，M206，M301，M304，M306），８階の専用演習室（M801，M802），９階の演習室（第１合議室，第２合議室）が使われている。本部棟の８階には、法科大学院事務室（法学部事務室と併用）があり、同棟９階～１２階には専任教員の研究室，非常勤講師室，教材作成室，会議室などがある。各教室には、マイク，黒板，ホワイトボード，プロジェクター，モニター等の備品が配置され，各教室は無線LANに対応している。８・９階の教室・演習室は，授業に使用していない時には，事前に予約して自主ゼミ等に使用することができる。

本部棟から徒歩１～２分程度の距離にある学修館の１階にある２４時間利用できる専用図書室には，図書 22,866 冊，雑誌 75 種のほか，10 台のパソコンとプリンター 1 台，コピー機 1 台も設置され，文献検索や文書等の作成に利用できる。学修館内には，湯沸器，自動販売機，身障者トイレ，仮眠が可能なラウンジチェアが置かれたラウンジがあり，１階ホールのパーテーションで区切られた一角には議論スペースとしてテーブルと椅子が設けられている。

学修館の３・４階には自習室があり，各階 75 席の合計 150 席の専用机が用意され，１年中 24 時間利用が可能である。各席には椅子，本棚，デスクライト，キャビネット（鍵付），ロッカーも備えられ，無線LANも設置され，各自に電子メールのアドレスが付与されて大学院からの連絡に利用されている。共用のコピー機とプリンターも各階に 1 機ずつ設置されている。

教育支援システムとしてポータルサイトが用いられ，シラバスの公開，教材のアップロード，レポートの提出，学生への科目担当者からの連絡などに積極的に活用されている。

イ 身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては，本部棟の正面ロビーに優先利用できる駐車スペースがあり，正面ロビーから各階に移動するには車椅子利用者が使

用できる障がい者用エレベーターが利用できる。障がい者用トイレも設置されている。

学修館も段差のないスロープや障がい者用トイレを備えているが、自習室内の通路が車椅子利用者にはやや狭隘であり、学修館から授業の行われる本部棟への道程がかなり急な坂道になっており、車椅子での往復には相当の困難が見込まれる。

(2) 改善状況

前回の認証評価の時点で改善点とされていた自習室の専用機の増設は、収容定員の削減の故に必要性は解消され、むしろ余裕が生じており、修生も有料で利用している。また、講義室の階段教室化の提案もされていたが、クラス規模の縮小から必要性は薄まったものと認められる。また、学生からパソコンの無線LANの設置要望があり、徐々に拡大し、現在では、授業教室、学修館（法科大学院図書室・自習室）、学生寮に設置が進み、問題は解消した。

学生からの要望が多く見られる各教室におけるパソコン用の電源（コンセント）の増設は、自己点検・評価報告書でも今後の改善計画において言及されている。特に、学生の自主的なゼミ等に利用できる教室の不足に対する対応として、現在建設中の新総合教育棟（2013年度完成予定）に伴い、本部棟内の諸施設の移動が予定されているため、その移動後のスペースにゼミ教室等を設置する方向で検討するとされている。

(3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫

施設・設備に関する要望を受け付けるために学修館1階に、「建設の声」と呼ばれる意見箱が置かれている。

2 当財団の評価

施設・設備は全体として非常によく整備されている。自習室に用意された専用個席数150席は、105人の収容定員（99人の在籍者）に比して十分であり、個々のスペースも広い。専用図書室も含め24時間利用可能で、多くの学生によって利用されている。学生からの要望も積極的に取り入れる姿勢がうかがえる。

ただし、障がいのある学生の受入の点でやや課題を残していると認められる。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

施設・設備は非常に適切に確保・整備されている。特に、自習室は充実

し、学生が学修しやすい環境を提供していると評価できる。

7 - 5 施設・設備（2） 図書・情報源の整備

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 当該法科大学院の現状

（1）図書・情報源の確保

学生自習室のある学修館の1階にある法科大学院専用図書室は、24時間利用可能となっており、図書22,866冊、雑誌75種（2012年3月現在）が所蔵されている。学修館からやや離れて徒歩約10分を要するが、中央図書館には、約85万冊の蔵書があり、法律書ももちろん揃っている。

法科大学院専用図書室には、公私刊の諸判例集のほか各種の法律雑誌を揃えており、基本的に重要な書籍については複数冊を購入している。図書室の年間資料予算は、約1,256万円であり、教員・学生が希望する図書を直ぐに購入できるシステムが確立している。図書室には司書が配置され、月曜から金曜の午前9時半～午後5時まで、サービスを受けることができる。

LLI, TKC, D1 - Law, LexisNexis, West Lawなど、国内外の主要なデータベース、電子ジャーナルも広く契約され、すべての学生が、自宅からも制限無くそれらにアクセス可能とされている。

（2）問題点と改善状況

前回の認証評価において法科大学院図書室における移動式書架の不便さや書籍の配列の不備が指摘されていた。その後、開架式書架が新設され、2012年度より書架の収容冊数が1.7倍に拡充されるとともに、書籍の配列には十分な注意が払われるようになっている。

2 当財団の評価

法科大学院専用図書室の拡充、新しいデータベースの導入など、前回の認証評価時点と比べて改善された点が少なくない。特に法律関係データベースについては、主要なものをすべて導入し、自宅からも含めて学生全員のアクセス制限のない利用が可能とされているなど極めて充実している。

3 多段階評価

（1）結論

A

（2）理由

参考資料・図書、情報源やその利用環境は、非常によく整備されている。

7 - 6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 事務職員体制

当該法科大学院の事務を所掌しているのは、法学部・法科大学院事務室であり、職員数は8人(専任職員5人、嘱託職員1人、契約職員1人、パート職員1人)である。事務長(課長)は、法学部と法科大学院の両方の事務を統轄しているが、専任職員3人と嘱託職員1人は、法科大学院の業務に専念している。専任職員3人のうち、係長は学生担当、主任は入試広報と奨学金を担当し、課員は教務担当となっている。

(2) 教育支援体制

上記の事務職員のうち2人は、教員の授業準備等の教育活動を補助するための事務に従事しており、学期開始時やレポート課題が重なった時などには、他の担当職員や短期のアルバイトで教材のコピー・配布などにあたっている。

大学院教育を補助する人的支援体制として、さらにチューター制度が設けられている。チューターは、当該法科大学院を修了した弁護士を中心とした法曹有資格者からなり、2012年度は19人が採用されている。チューターは、当該法科大学院研究科長が選考して研究科委員会で決定され、所定の指導手当や交通費が支給される。チューターは、未修1年次生のほか、上級学年の学生の自学自修をサポートするための補習ゼミにおいて、論文問題の出題・講評・添削を行っている。

2 当財団の評価

事務室は、法科大学院の専用事務室ではなく、法学部事務室と一体であるが、学生定員との関係で、小規模すぎるとはいえない。前回の認証評価時と比べて、事務職員が3人増加しているが、非常に充実しているとまではいえない。

当該法科大学院の修了生である弁護士によるチューター制度も、授業の補習ゼミのためによく機能しているとみられるが、教員の授業それ自体を支援するものとなっているわけではない。

全体として、教育及び学習を支援するための人的支援体制が充実しているといえるが、非常に充実しているとまではいえない。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

教育及び学習を支援するための人的支援体制が充実している。

7 - 7 学生支援体制（1） 学生生活支援体制

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制，精神面のカウンセリングを受けることのできる体制，身体面において障がいのある者を支援する体制，学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 当該法科大学院の現状

（1）経済的支援

当該法科大学院独自の給付奨学金として，創価大学法科大学院牧口記念教育基金奨学金（年間100万円を修業年限の間支給）各年7人（19人受給），創価大学法科大学院給付奨学金（半年限り30万円）各期8人（各年16人）（受給者42人），創価大学創友会法科大学院スカラシップ（年間30万円を修業年限の間支給）各年10人（受給者28人）がある。

貸与奨学金として，日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子）と第2種奨学金（有利子）がそれぞれ63人と47人の利用があるほか，これに加えて創価大学法科大学院貸与奨学金（月額5万円から10万円まで1万円刻みで修業年限の間貸与。月額5万円まで無利子，6万円以上は3%の利子）が設けられており，36人による1,254万円の利用がある。

法科大学院生専用の学生寮として，桂冠寮（定員53人），正義寮（定員20人），創英寮（定員23人）が用意されており（すべて無線LAN完備で寮費は，年額38万円～48万円），62人の在學生と11人の修了生が利用している。現在は，収容定員に達しておらず，希望する在學生は全員寮に入ることができる。法科大学院修了後も，司法試験を受験し合格して司法修習に入るまで利用する学生も多い。

（2）カウンセリング体制

当該大学全体のメンタルケア体制として，専門のカウンセラーの相談を受けられる学生課の学生相談室と医師の診療を受診できる保健センターがある。

（3）障がい者支援

授業が行われる教室がある本部棟については，駐車場，入り口のスロープ，エレベーターなどのバリアフリー化がなされている。法科大学院専用棟である学修館についてもおおむね同様であるが，自習室の通路等が狭隘であり，学修館から本部棟の間に相当に急な坂があり，障がいのある人にとってはアクセスに困難があることは否定できない。

（4）セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

当該大学全体のキャンパス・ハラスメントの相談員制度の下の相談員が配置され、法学部・法科大学院事務室の女性事務職員が相談員となっている。相談員については、「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」のパンフレットなどを通じて学生に周知されている。

(5) 学生生活に関する相談に応じる体制

当該法科大学院に独自の組織として、学生の身上・保健厚生・就職に関する事項、学生寮の運営、奨学生の審査その他学生生活に関する重要な事項を審議し、指導の任にあたる学生委員会が設置されている。委員会は、法務研究科教員5人、法科大学院事務室事務長・学生担当職員2人からなっている。

新入生（未修1年次生・既修2年次生）に対しては、アカデミック・アドバイザー（専任教員2人）が指定され、日常的に学修上や生活上の事項についてアドバイスを受ける機会を与えている。2年次生・3年次生も、希望すればアドバイザーが指定される。

(6) 問題点及び改善状況

前回の認証評価において課題として指摘されていたアカデミック・アドバイザー制度の新入生への限定は、解消されている。

2 当財団の評価

経済的支援として、独自の奨学金が各種設けられ、多くの学生が受給している。学生寮の施設・環境は充実しており、希望する学生はすべて利用できる状況にある。この点で、寮の収容能力が飽和状態にあり改善が望まれるとしていた前回の認証評価時とは全く異なった状況下にある。また、希望する学生が、法科大学院修了後1年間、又は司法試験が終わって司法修習に入るまで利用できる学生寮が完備している法科大学院は少ないと思われる。

障がい者支援については課題があることは、前回の認証評価時点からの変化はみられない。障がいのある学生が入学した場合には、その学修支援のための善処が望まれる。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

7 - 8 学生支援体制（2） 学生へのアドバイス

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

1 当該法科大学院の現状

（1）アドバイス体制

学生が，学習方法，進路選択，将来構想等についてアドバイスを受けることのできる体制として，専任教員によるアカデミック・アドバイザーと，修了生を中心とした若手弁護士によるチューターの制度が設けられている。

法科大学院の専門組織として，明文の組織規程は定められていないが，学修支援委員会が設けられ，これらの制度及び入学予定者事前研修を所掌している。

ア アカデミック・アドバイザー

新入生（未修1年次生・既修2年次生）に対しては，各人に2人の専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学修上の相談にあたることとされ，日常的に質問をし，要望を伝えることができる。加えて，4月初旬には，研究科長と担当アドバイザー2人が，グループ分けした新入生との夕食懇談会を行うほか，各グループと担当アドバイザーとの個別面談も年2回（前期5月，後期9月）開催されている。在生も，希望すればアドバイザーが任命される。

この他，単位を落とした学生との研究科長・研究科長補佐との個別面談や，学修支援委員長と演習担当教員による面談も行われている。前者は，2012年前期には，9月5日～11日の間，15人の学生相手に行われており，後者は，2012年度中，2年生3人，3年生5人，修了生3人の合計11人に対して実施されている。

イ チューターによるアドバイス体制

チューターによる「土曜補習」（授業の復習サポート，論述力の養成を目指した演習など）は，活発に行われており，当該法科大学院の「伝統になりつつある」とされている。研究科長・研究科長補佐・学修支援委員長は，チューターの代表者と毎月協議会を開催し，コミュニケーションに努めている。

ウ その他

定期試験の結果について担当教員に質問することができることはもちろんであるが，特に質問票を提出する公式の制度も設けられ，これを提出することにより教員からの書面又は電子メールによる回答が保証されることになっている。

（2）学生への周知等

上記のアカデミック・アドバイザーによる夕食懇談会・個別面談，チューターの土曜補習については，掲示やメールによって学生に周知されている。

(3) 問題点と改善状況

前回の認証評価において問題点とされていたアカデミック・アドバイザー制度の新入生への限定は改善され，その他に研究科長や学修支援委員長による個別面談も行われるようになっている。

2 当財団の評価

専任教員が兼ねるアカデミック・アドバイザーによる夕食懇談会，グループによる個別面談など，新入生に対する手厚いコミュニケーションの機会の設定は，高く評価できる。成績不良の学生との個別面談なども組織的に積極的に取り組まれている。

学修支援委員会という専門の組織を置き，非常に充実した学生へのアドバイス体制が構築されており，現実にもよく機能しているといえる。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

アドバイス体制は非常に充実し，よく機能している。

第8分野 成績評価・修了認定

8 - 1 成績評価 厳格な成績評価の実施

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

当該法科大学院の成績評価についての基本方針は、「創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程」で定められ、「法科大学院要覧」の「学業の手引き」において明示されている。その内容は、下記に述べるような考慮要素を設定し、評価の段階的区分を定めたものである。

他方、当該法科大学院における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」である到達目標が、憲法、民法、刑法などの科目毎に具体的に設定されており、これらの目標と各個別科目の授業内容と自学自修の内容の関連性もそこで示されている。ただ、上記の成績評価の基本方針は、この到達目標が設定される以前に定められた、一般的抽象的な考慮要素や評価区分を明らかにするものにとどまっており、この目標を踏まえた評価基準になっているとはいえない。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素は、平常点（出席状況、授業における発言、レポートの提出状況と内容、小テストの結果など）と定期試験の結果を総合評価してなされる。ただし、研究科委員会が認めた場合は、定期試験を行わず、平常点によって成績評価を行うことができる。平常点と定期試験の割合は、総合（演習）科目については、平常点 20%～40%、定期試験 60%～80%であり、講義科目については、平常点 20%～30%、定期試験 70%～80%とされ、各科目の成績評価の方法は、この割合の中で担当教員が、シラバスに記載する等の方法により学生に周知される。

授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は定期試験の受験資格を失う（創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程第8条）。「止むを得ない事情がある」場合には、その例外とすることも定められているが、不測の事態に備えたもので、これまで実例はない。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

大学院学則第26条によれば、法科大学院の成績評価は、S・A・B・C・D（以上が合格）、Q（再試験で合格した場合）、E（不合格）、N（評価不能）である。E評価は絶対評価であり、S～Dの評価は相対評価に

よる。相対評価の割合は，S（G P 値 5）＝ 5～10%，A（G P 値 4）＝ 15～25%，B（G P 値 3）＝ 25～35%，C（G P 値 2）＝ 20～30%，D（G P 値 1）＝ 10～20%とされている（創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程第 9 条第 3 項）。

絶対評価基準については，数値的な基準は設定されておらず，各科目担当者が個別に設定することになっている。そのため，科目によっては相当に低い点数でも合格の評価を与えている例がみられる。

なお，研究科委員会が認めた科目（「法情報調査」，「人権論・法律家論」，「法文書作成」，「民事模擬裁判」，「実務法学入門」，「エクスターンシップ A・B」）については，その科目の性質上，合格と不合格の 2 段階評価となっている。

エ 再試験

再試験は，法律基本科目と 3 年次配当科目に限って設けられている。科目数の制限はない。法律基本科目については，一定の再学修を踏まえて試験を実施するため，次のセメスター末（約半年後）に実施することとされている。3 年次後期の必修科目の単位を落とし，半年間留年して再試験で修了した学生も実際にいる。再試験制度については，前提科目制の在り方も含め再検討する旨が，当該法科大学院より表明されている。この再試験については，平常点を加味しないで合否判定のみを行うとされ，G P A 値は 0 とされる。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各教員は，各自の担当科目の成績評価基準について，シラバスにおいて「試験・評価方法」の項目で記載している。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容，開示方法・媒体，開示の時期

成績評価基準（全体・科目毎）は，シラバスにおいて各科目の到達目標と「試験・評価方法」の項目で記載され，あるいは開講時の説明において学生に示されている。

追試験・再試験の成績評価についても，掲示により学生に周知されている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

単位修得に係る合否の区別に当たる D 評価と E 評価の区別は，絶対評価とされているが，この判断基準は，各科目担当教員にすべて委ねられており，科目によっては相当に低いレベルに設定されている例がみられる。平常点の評価についても同様であり，ほとんど一律の評価になっていて，出席が事実上一種の加点要素になっているのではないかという疑問を差し挟む余地のある科目もある。

複数教員が担当する科目については、担当教員全員による採点，合議による成績評価を行うことによって，公平性・客観性を担保するようにされている。また，試験後に出題の趣旨や解答のポイントを説明する文書を配布したり，ポータルサイトにアップするなどの方法で，客観性を確保すべく努めている。

各教員の期末試験の試験問題，採点表，成績表，成績分布などに関する情報は，研究科長が一通り目を通す程度であり，法科大学院の組織全体として把握・検討する取り組みは，特に行われていない。

なお，成績評価について，当該法科大学院では，現地調査後に「成績評価ガイドライン」により客観的な基準を策定するとともに，定期試験の添削・採点済みの答案を学生に返却し，成績評価についての不合格基準も明示することとし，全教員・全学生に周知し徹底することとされた。

イ 到達度合いの確認と検証等

定期試験等の実施において法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を学生が修得できているか否かを試すことができる内容のものとする工夫として，自学自修の指示を出した範囲から定期試験問題を出題するなどの工夫を行っている科目もある。

そうした出題の狙い（出題意図）が学生に伝わるような工夫として，出題の趣旨や設問毎の配点の在り方を文書で配布したり，ポータルサイトにアップするほか，その中で到達目標を明示するようにしている。

ウ 再試験等の実施

再試験は，2009年度前期に34人に対し53科目，2009年度後期に24人に対し42科目，2010年度前期に32人に対し55科目，2010年度後期に17人に19科目，2011年度前期に17人に対し27科目，2011年度後期に15人に対し21科目実施されている。

再試験の問題は，科目によってややばらつきはあるが，本試験と同じ問題であるとか，極端に容易な問題であるとは認められない。また，自学自修による学力の向上を期待して，再試験は，最初の成績評価時から半年後に実施され，また再試験合格者の成績評価は，GPAの算定上0点とされている。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

当該法科大学院独自の法科大学院の学生が最低限修得すべき到達目標が組織的に作成され，学生に対してポータルサイト上に公開されている。学生にも認知されていることが認められ，成績評価後，学生から成績評価に関する質問を受けた場合に，文書又は面接により，上記の点を踏まえた上での採点基準を説明し，採点結果を講評している（創価大学法科大学院成績評価に対する不服申立規程第2条）。

2 当財団の評価

相対評価の基準は、それほど厳格に遵守されているわけではない。ただ、少人数のクラスが多いので、やむを得ない面もあり、極端な逸脱が認められるわけではない。複数教員が担当する科目については、担当教員全員による採点、合議による成績評価を行うことによって、公平性・客観性を担保するなどの工夫もみられる。また、試験後に出題の趣旨や解答のポイントを説明する文書を配布したり、ポータルサイトにアップするなどの方法で、客観性を確保するようにしている点も評価できる。

しかしながら、単位修得に係る合否の区別に当たるD評価とE評価の区別が絶対評価とされているが、この判断基準が各科目担当教員にすべて委ねられており、科目によっては相当に低いレベルに設定されている例、平常点において出席が事実上一種の加点要素になっている例などが見られた。各教員の期末試験の試験問題、採点表、成績表、成績分布などに関する情報を組織的に把握・検討する体制が十分とはいえず、成績評価の厳格な実施については改善を要する状況である。なお、これらの課題についての対応として、当該法科大学院では、現地調査後に「成績評価ガイドライン」を策定するとともに、定期試験の添削・採点済みの答案を学生に返却し、成績評価についての不合格基準も明示することとし、全教員・全学生に周知し徹底することとされたので、今後の改善が期待される。

法律基本科目について科目毎に詳細な到達目標を設定し、成績評価の中で到達度合いの確認に活かそうとしている点は評価できる。

再試験も、科目数の制限無く認められているが、法律基本科目については、十分な再学修を踏まえて受験させるように次セメスターの末に実施されることとされており、再試験を単なる救済策とせず厳格な成績評価を行う工夫を凝らしている点は評価できる。3年次後期の必修科目の単位を落とし、半年間留年して再試験で修了した学生も実際にいる。再試験制度については、前提科目制の在り方も含め再検討する旨が、当該法科大学院より表明されており、今後のさらなる改善が期待される。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

成績評価基準の内容又は事前の開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達しており、成績評価は厳格に実施されているものの、なお改善を要する。

8 - 2 修了認定 修了認定の適切な実施

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 修了認定基準

法科大学院の課程に3年以上在学して102単位以上(法学既修者は，2年以上在学して68単位以上)を修得すること，及び履修必要科目の単位(科目群毎の必修又は選択必修単位数)を修得することが修了要件となっている(創価大学大学院学則第18条第4号，第32条第1項)。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定は，研究科委員会で審議・議決し，当該大学大学院全体の大学院委員会で承認されることによって決定される(創価大学大学院学則第50条第4項第6号，第53条)。

修了認定の手続は，修了予定者の法律基本科目等の科目毎の修得科目数・修得単位数が記載された「卒業判定表」が研究科委員会に提出され，上述の修了認定基準に基づき修了の判定が行われる。修了発表は，大学院委員会での承認後，掲示によって学生に周知される。

1年次から2年次への進級に限定して，法律基本科目のGPA1.0を要件とする進級要件を設けている(創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程第11条)。この要件を満たさず留年した場合には，合格した科目も含めて1年次配当の法律基本科目をすべて再履修しなければならない。ただし，A以上の成績で，履修免除を申し出た法律基本科目については再履修が免除される。留年は1回限りであって，再履修で進級できなかった場合は退学となる(創価大学大学院学則第27条第3項)。

学修の段階的・効率的な修得を目的として，2年次以降の法律基本科目を履修するために一定の科目を履修し合格していることが前提要件とされる前提科目制も広く設けられている。

(3) 修了認定基準の開示

修了認定基準は，年度初めに学生に配布される「法科大学院要覧」において大学院学則及び創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程を掲載し，「学業の手引き」で詳しく説明するとともに，年度初めの履修ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。

(4) 修了認定の実施状況

ア 修了認定の実施状況

2011年度の修了認定の対象者数(2007年度カリキュラム適用。修了単位数は96単位以上，法学既修者は66単位以上。)は39人，修了認定者数は30人であった。修了認定者のうち，法学未修者の修得単位の最多

は 102 単位，最小は 96 単位で，平均は 100.49 単位であった。法学既修者の修得単位の最多は 67 単位，最小は 66 単位で，平均は 66.20 単位であった。

修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった者は，2011 年度は 9 人ということになり，その理由は，いずれも修了に必要な単位の修得不足である。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

当該法科大学院の学生が最低限修得すべき内容として「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」と各科目毎の詳細な到達目標が設定されている。当該法科大学院の修了認定は，単位積み上げ方式であるので，各科目が上記の目標を踏まえたものとなっているかに係ることになるが，この点についても組織的な取り組みがなされつつある。

2 当財団の評価

法律基本科目の全体にわたって広く前提科目制が採用されている。また，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容として，各科目について詳細な到達目標が，集中的な F D 活動の成果として定められている。これが，成績評価及び修了認定により一層反映させるような取り組みが展開されることが期待される。

進級要件としての G P A 値は 1.0 と極めて低いが，再試験の G P A 値が 0 とされている上に，前提科目制が設けられているので厳格な成績評価の趣旨に反するとまではいえない。もっとも，来年度からは，2 年次から 3 年次への進級も含めて全面的に進級要件としての G P A 値を 1.6 に引き上げる厳格化が実施される予定である。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり，修了認定が適切に実施されている。

8 - 3 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

定期試験終了後に答案のコピーが返却されるとともに，出題趣旨や解答のポイントを説明する文書などを配布したり，あるいはポータルサイトにアップするなどされている。

学生は，成績通知を受け取ってから3日以内に自分の成績評価に関する質問票を事務室に提出し，その日から5日以内に教員から書面・FAX又はメールにより回答を受ける。この回答に満足しない学生は，回答受領日から3日以内に面談申出書によって事務室を通じて教員との面談を申し込むことができる。この場合，教員は可及的速やかに面談を実施し，採点基準を説明し，採点結果を講評することによって回答する。質問票提出後，直ちに面談を実施することもできる（創価大学法科大学院成績評価に対する不服申立規程第2条）。

質問制度は，2010年度前期に23件，2010年度後期に12件，2011年度前期に16件，2011年度後期に11件，2012年度前期に6件の利用がみられた。面談制度の利用は，2010年度前期に8件，2010年度後期に5件，2011年度前期に7件，2011年度後期に2件，2012年度前期に2件となっている。

イ 異議申立手続の設定

不合格評価（E・F・N評価）を受けた学生は，上記の面談実施によっても不服がある場合，研究科委員会宛に異議を申し立てることができる。研究科委員会は，成績評価委員会（この委員会の組織・運営に関する規程は定められていないが，4人の委員で構成され，そのうち1人が委員長となるとされている。）に調査・審理を行わせ，同委員会は意見書を作成して研究科委員会に提出する。研究科委員会は，この意見書に基づいて速やかに必要かつ適切な処置をとるとともに，これを学生及び担当教員に通知する（創価大学法科大学院成績評価に関する不服申立規程第3条）。

2009年度後期と2011年度前期にそれぞれ1件の申立てがあり，いずれも申立ては棄却されている。

ウ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続については，法科大学院要覧に創価大学法科大学院成績

評価に関する不服申立規程が掲載され、「学業の手引き」においても言及されている。さらに、制度の概略を説明する文書を掲示して学生に周知している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

修了判定に関する異議申立手続として、創価大学法科大学院修了判定に対する異議の申立規程に基づく申立制度が設けられている。修了判定に不服がある学生は、判定の通知を受けた日から7日以内に研究科委員会に異議を申し立てる（その不服が成績評価に起因するものであるときは、前記の成績評価に関する異議申立てをしなければならない。）。研究科委員会は、審議の上、異議に理由があると認めるときは、速やかに修了を認めなければならない（創価大学法科大学院修了判定に対する異議の申立規程第2条）。

修了判定に係る異議申立ての実例は、これまではない。

イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続については、法科大学院要覧に創価大学法科大学院修了判定に対する異議の申立規程が掲載されているほか、学業の手引きにおいても言及している。さらに、制度の概略を説明する文書を掲示して学生に周知している。

2 当財団の評価

成績評価に関する質問・面談の申出制度は、多くの利用例があるが、手続がやや厳格に過ぎ、より簡便な手続とする余地があると思われる。正規の文書での回答が得られる質問制度の意義は認められるものの、オフィスアワーの制度を改善して簡便な面談によって試験に関する質問を広く受け付ければ、学生の多くの疑義はそこで解決されるのではないかと考えられる。

さらに、異議申立制度は、不合格評価に限定され、面談申出制度を前置した上で、成績評価委員会という特別な委員会を組織して調査・審理して意見書を作成し、最終的に研究科委員会で決定とする極めて厳格な手続が定められている。手続の負担が、学生側にも教員側にも重く、時間もかかるため、両者の負担軽減と時間短縮を図りつつ、適正・公平な異議申立手続を目指しての改正が検討中とされている。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

成績評価及び修了認定に係る異議申立手続は良好に整備され、学生にも

適切に周知されている。むしろ、手続が厳格に過ぎる嫌いがあり、改善の余地もあるといえる。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9 - 1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

(注)

「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。

「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 当該法科大学院の現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 当該法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

当該法科大学院は、開校以降の教育実践の成果、2007年度の前回認証評価の結果、その後の教育実践の状況等を踏まえ、2011年7月から、当該法科大学院におけるマインドとスキルについて、改めてその内容を検証し、2012年1月20日、「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」としてまとめ、研究科委員会で確認している。

その内容は、従前のものと大きな変更はないが、法曹としての使命と責任を自覚し、法曹として高い倫理観を涵養するという2つのマインドと、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の7つのスキルの養成を目指すものといえ、当財団の提唱する「2つのマインド・7つのスキル」とおおむね同内容である。

当該法科大学院では、「世界の平和、民衆の幸福という使命を忘れることなく、真摯に学問に取り組む労苦のなかから、創造的な人間が生まれる」との当該大学のミッション・ステートメントと、創立者が示した「人間のため」、「民衆のため」、「正義のため」という法曹としての使命と責任を踏まえ、人権、民衆の幸福、社会正義、平和を、法曹が目指すべき「善の価値」と位置付け、この価値を創造していくことが法曹としての使命と責任であるとしている。そして、この「創価」の法曹としての使命と責任を自覚し、追求する中で、「人間性豊かな法曹」としての「堅固な基盤」として、上記「創価大学法科大学院修了者

が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」を構築することを目指している。

また、「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神を体現し、法曹として人類の平和貢献するという使命感・責任感を涵養し、外国法や国際司法支援に関する科目の設置、とりわけ中国法や韓国法など、最も身近な東アジア諸国の法制度や法事情に詳しい法曹を養成することなどを通じ、国際性の涵養を重視している。

イ 当該法科大学院による検討・検証等

（ア）マインド・スキルについての研究科委員会における検討

上記のとおり、2011年7月から、FD・自己点検委員会が中心となり、その検証作業を進め、同年9月8日に行われた「教員研修懇談会」で討論・協議を行い、その後の研究科委員会でも毎回検討した上で、最終的に、2012年1月20日の研究科委員会で、「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」として、その内容を確認し確定している。

（イ）マインド・スキルの適切性の検証

上記のとおり検証、改定作業を行っているほか、教員間での議論や自己研鑽、学生が到達目標の修得を十分に果たしたか否かという観点から、授業中の学生のパフォーマンスやレポート、試験を通じて確認することにより検証する、また当該法科大学院出身で若手弁護士であるチューターとの意見交換、実務法曹としての活動状況の報告などにより検証することとなる、としている。

ウ 科目への展開

当該法科大学院においては、各授業科目のシラバスに、マインドとスキルを踏まえた授業概要又は到達目標を明示することが、研究科委員会において確認されている。そして、専任教員においてはおおむね意識の共有化が図られている。

さらに、以下に述べる当該法科大学院独自の到達目標の設定の取り組みがみられる。

エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

（ア）「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の検討・設定

当該法科大学院では、2010年9月に公表された「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」を踏まえ、2011年3月11日研究科委員会の決定を経て当該法科大学院独自の到達目標を策定することの取り組みを開始し、各科目の具体的な到達目標を示した「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が、2011年4月以降、憲法、行政法、民法、民法財産法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の各科目について、順次策定

され、ポータルサイトにおいて教員・学生が閲覧することが可能な状況となっている。

なお、当該法科大学院は、これら到達目標は、主に2012年度の具体的な授業進行に対応する形で試行的に策定されたものであり、今後さらに検討と改定作業を予定しているとしている。

この当該法科大学院独自の到達目標は、当財団の指摘する「(当該)本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に位置付けられる。

(イ) マインド・スキルとの関係

上記の当該法科大学院独自の到達目標は、当該法科大学院において必要なマインドとスキルを養成する上で、その到達度を検証するための一つの指標として位置付けられている。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア 入学選抜における取り組み

当該法科大学院では、入学試験要項などにおいて、法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、当該法科大学院の目指す法曹像について周知し、当該法科大学院が考える法曹としての使命と責任とは何かについて明らかにしている。

各日程におけるいずれの選抜試験においても、学習に対する強い意欲と生命や人権の大切さを理解し他者を思いやる豊かな人間性を有しているか(マインド部分)、優れた法曹となるための基本的資質としての基礎学力(読解力、理解力、分析力、理論的思考力、表現力)を備えているか(スキル部分)を、書類審査、小論文試験(未修者)、法律科目試験(既修者)、面接試験を通じて審査している。

イ カリキュラムにおける取り組み

(ア) マインドの養成

「法曹倫理」を必修とするとともに、「人権論・法律家論」、「実定法と基礎法」を選択科目として設けている。「人権論・法律家論」は、人権活動の現場で実践活動をしている弁護士やNGO関係者等によるオムニバス形式の授業であり、「実定法と基礎法」は、正義や公平といった観念を具体的判例や学説の検討を通じて学ぶ授業であり、いずれも法曹としての使命感、責任感の涵養を目指している。

なお、2013年度の新カリキュラムでは、「人権論・法律家論」と「実定法と基礎法」とを発展的に統合して、「法と正義」という科目を必修科目として設け、「創価」の法曹の使命と責任とは何かをさらに深めていく授業を行う予定とのことである。

(イ) スキルの養成

当該法科大学院では、1年次から3年次にかけて基本的なものからより高度なものへと段階的又は重疊的にスキルを養成するカリキュラ

ムを編成している。

1年次は、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本六法について、主に基礎的法的知識と体系的理解の修得を目指し、その学修を通じて法的分析・推論能力を養成するカリキュラムとなっている。さらに、「法情報調査」、「法文書作成」の授業によって、法令・判例の調査能力や文書を通じての法的議論・表現・説得能力の養成を目指している。

2年次では、1年次に身に付けた基本六法の基礎的法的知識や体系的理解を前提に、具体的な判例や事例を題材とする演習によって、実務に即した問題解決能力、事実調査・事実認定能力などの修得を目指している。特に「民事法総合」では、要件事実と事実認定の基礎を2年次で集中的に学ぶことで、これらのスキルを養成するカリキュラムになっている。

3年次では、法律基本科目及び法律実務基礎科目において、より高度な事例問題の検討を通じて、総合的な観点から問題点を分析検討し、より実務的な問題解決能力の養成を目指している。法律実務基礎科目では、実務における問題点などを批判的に検討する能力、実務では結論が出ていない問題点等について新たな解決を思索する創造的能力を養成することも目指しているとしている。また、「民事模擬裁判」や「刑事訴訟実務の基礎」で行われる刑事模擬裁判では、コミュニケーション能力の養成を図っている。

カリキュラムに関しては、展開・先端科目群に分類されているいくつかの科目に、それにふさわしくないものが含まれていた。具体的には、5 - 1の項で述べたとおり、特殊テーマ講座の「刑事法特殊研究」はその実質において主として法律基本科目としての刑事訴訟法の科目であり、同じく特殊テーマ講座の「検事の捜査」は法律実務基礎科目である疑いが濃厚である。もっとも、これら両科目は、担当教員退職のため、来年度は廃止となる予定とのことである。

当該法科大学院においては、本認証評価現地調査でのこうした疑問点の指摘を受け、授業内容を科目群分類にふさわしいものに変更するなど、問題点の解消に向けた対応をとることを表明している。

また、「民事法総合 ～ 」では、実務家教員が中心となり、要件事実教育に重きを置いた内容が設定されているが、相対的に民法実体法の理論教育の比重が小さくなっていた。また、民事法総合の各科目は実務家教員と研究者教員が共同して担当しているものの、具体的な授業は実務家教員のみによって行われることが相当程度ある。学生からは、実体法の理解が不十分なままに要件事実の教育に比重の置かれた授業に入っていくことについて戸惑いの声も聞かれた。

当該法科大学院は、こうした声などを受け、要件事実教育の比重を下げる方向でのカリキュラム改定を予定しているとのことである。

さらに、5 - 5分野で指摘したように、履修登録単位数に上限を設けるいわゆるキャップ制との関係では、特に2年次以降の課題の量の多さやチューターによる土曜補習、法律基本科目の授業の次の時間にその教室において実施されるオフィスアワーなどで学生への自学自修への影響が懸念された。

もっとも、このうち、オフィスアワーについては、これまでも一旦授業は終了して区切りをつけることなどルールを決める等の対応をしてきており、また、カリキュラム構成上授業の次の時間帯に設定することが困難となってきたことから、2012年12月4日研究科委員会において、従前の時間と場所の設定を止める旨決定された。

なお、土曜補習は、その参加はあくまで任意であり、本来の授業の進行にあわせて、授業の復習を援助する内容とするよう工夫されているとのことである。

ウ 授業における取り組み

(ア) マインドの養成

「法曹倫理」の授業では、弁護士及び検察官経験を有する実務家教員による双方向授業によって、法曹の倫理と責任を理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できる応用力を養成することを目指している。

「人権論・法律家論」では、人権活動の現場で実践活動をしている弁護士やN G O関係者等の実務家に担当してもらい、生の現場での人権の重要性を体感し、人間性豊かな法曹の生き様を目の当たりにして、自分の将来の法曹としての生き方を考える契機となるよう目指している。「実定法と基礎法」では、正義や公平といった観念を具体的判例や学説の検討を通じて学ぶ中で、法曹としての使命感、責任感の涵養を目指している。

(イ) スキルの養成

当該法科大学院では、小規模校であり少人数によるきめ細やか学修指導ができる利点を活かして、できる限り演習方式による授業を実施し、双方向授業を行うとのことである。しかしながら、双方向授業については、これを実際に展開し教育効果を上げている教員も相当数存在するものの、一方的な講義となっていたり、ごく初歩的な質問をして学生に答えさせるだけにとどまる授業も存在した。2年次以降の「公法総合 ・ 」, 「民事法総合 ~ 」, 「商事法総合 ・ 」, 「刑事法総合 ~ 」などの法律基本科目と、「民事訴訟実務の基礎」, 「刑事訴訟実務の基礎」などの法律実務基礎科目は、すべて複数教員

が担当する演習科目であり、判例や事例による起案課題や予習教材をあらかじめ与えて十分な予習をさせた上で、授業を実施するように工夫しており、これによって問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力を涵養することを目指している。

また、当該法科大学院では、多くの演習科目において、レポート課題や自宅・即日の起案などを実施し、教員が添削をした上で返却して、学生一人一人にフォーカスをあてて、法的文書の作成能力を養成している点が、とりわけ特徴的である。ただ、自宅起案・即日起案の回数は多く、学生にとっても負担の大きいものとなっている。

さらに、臨床科目である「エクスターンシップ A・B」では、実際の事件を素材に、問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力などのスキルがどのように使われるかを考える機会を提供している。また、同科目を履修選択する学生を増やすための一応の努力もなされているが、当該科目は選択科目であり、必修科目とは位置付けられていない。

エ 成績評価・修了認定における取り組み

成績評価・修了認定は、マインド・スキルを踏まえた当該法科大学院独自の到達目標、そのシラバス等における明示、授業内容としての展開のもとで、実施されている。

1年次から2年次には進級制が設けられ、3年次の総合科目（演習）は、2年間・3年間の学修の総仕上げとしての性格を実質的に有しており、これらによって留年や修了できない学生が毎年数人出ている。

当該法科大学院は、これらの過程を通じて、学生のマインドとスキルの修得状況を検証するとともに、学生も法曹となることの厳しさを自覚するきっかけにもなっている、としている。

一方、前記第8分野において指摘したとおり、成績評価基準として、合格とされた者の中での相対評価の基準は明確だが、絶対基準とされる可否の水準をどこに置くかの基準は、各教員の裁量に任されてきた。そのため、定期試験に平常点を加味した換算点の100点満点で30点で合格とする教員、40点で合格とする教員、50点で合格とする教員も存在し、学生に採点済みの答案は返却されておらず、そもそも学生は何点が合格水準であることの周知が図られていなかった。

当該法科大学院は、現地調査後、この点について早急に改善することを表明し、2012年12月4日研究科委員会において、絶対基準を50点としてより明確化し、学生に周知すること、採点・添削済みの定期試験答案を学生に返却することなどが決定された。

オ 教育体制における取り組み

当該法科大学院では、実務家教員の専任教員比率が高く、法曹実務家としてのマインドとスキルを、授業等を通じて直接肌で感じる機会が多い。また、少人数教育のもと、オフィスアワーの実施、アカデミック・アドバイザー制度などにより、教員が学生にきめ細やかに接触することが可能となっていることも、マインド・スキルの向上につながっていると考えられる。

しかし、他面、第3分野においても指摘したように、研究者教員が研究にも力をそそぎ、教員としての能力を向上させ、授業の中でより主導的に法理論面から学生に働き掛け、マインド・スキルを涵養していくという側面については、その体制上必ずしも十分とはいえない。

カ FDにおける取り組み

各系のFD活動として、当該法科大学院の到達目標の策定に取り組み、引き続き検証・改定作業を予定している。

授業アンケートは、その回収率の向上のための取り組みを行い成果を上げている。また、アンケートに対する学生の回答はかなり詳しく本音も記載されており、これに対する教員からのコメントも充実している。

他方、前記のとおり成績評価において合否の絶対基準が不明確であったこと等がそのまま放置されてきたこと、各系の分野別FD会議などの記録が残されていないことなどの問題点について、FD・自己点検委員会などで組織的に検討した形跡は十分に見られなかった。もっとも、この点は、前記のとおり、2012年12月4日研究科委員会において、成績基準等を見直すなどの対応がされている。

キ 学習環境における取り組み

学習環境は、施設・設備の確保・整備の面も、学修支援体制の面も充実している。

(3) 国際性の涵養

展開・先端科目として、「平和学」、「国際人権論」、「司法支援（特殊テーマ講座）」、「国際取引法」に加えて、「東アジア法」、「中国法（特殊テーマ講座）」を開設している。そのほか、「外国法基礎」、「国際法」など、「国際政治論」などを開設している。

研究者教員には、韓国法、中国法の専門家がおり、実務家教員には、アメリカの法曹資格を有し渉外事務所の経営又は勤務弁護士としての実務経験をもつ弁護士、カンボジアへの司法支援の経験のある弁護士などがいる。

また、当該法科大学院は、韓国の済州大学法科大学院との交流協定を結んでおり、エクスターンシップ受入先として渉外事務所を確保している。

(4) その他

当該法科大学院出身のチューター弁護士による学修支援を行っている。

2 当財団の評価

- (1) 当該法科大学院における法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定は、当財団が整理するところの2つのマインドと7つのスキルとほぼ同じ内容を設定しており、教員間で共有化し、科目への展開もなされ、継続的に検討・検証がなされており、評価できる。

とりわけ、科目への展開をはかる上で、2010年9月に公表された「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」を踏まえ、当該法科大学院独自の到達目標を策定し、各科目の具体的な到達目標を示した「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が、ポータルサイトにおいて教員・学生が閲覧することが可能な状況となっており、カリキュラム設計、授業の実施、成績評価などの各局面での活用が図られおり、今後さらに検討と改定作業を予定していることは、大いに評価できる。

- (2) 当該法科大学院における法曹の必要なマインド・スキルの養成状況についても、入学者選抜、カリキュラム、授業、成績評価・修了認定において、マインド・スキルを学生に修得させるという観点の下に様々な取り組みがなされており、基本的に評価できる。

とりわけ、少人数教育の利点を活かし、実務家教員や修了生チューターなどと接する機会が多く、きめ細やかな指導体制のもと、このような取り組みがなされている点は、当該法科大学院の特徴として評価できる。また、実務家教員が中心となって要件事実教育を重視していること、多くの自宅起案・即日起案を添削して返却する等、法文書作成能力の養成に力を注いでいることなども、当該法科大学院の特筆すべき特徴である。

- (3) しかしながら、消極的に評価せざるを得ない点もうかがわれる。

第1に、「民事法総合」の各科目は実務家教員と研究者教員が共同して担当しているものの、具体的な授業は実務家教員のみによって行われることが相当程度あり、一部の学生から理論面の教育が不十分なままに要件事実論をはじめとする実務的な教育へと移行していることへの戸惑いの声が聞かれたこと、研究者教員が研究にも力をそそぎ、教員としての能力を向上させ、授業の中でより主導的に法理論面から学生に働き掛け、マインド・スキルを涵養していくという側面については、その体制上必ずしも十分とはいえず、実務教育に多くの時間を充てるあまり、相対的に理論教育の比重がやや小さくなっていると評価せざるを得ない面がうかがわれることである。

第2に、双方向授業については、これを実際に展開し教育効果を上げている教員も相当数存在するものの、一方的な講義となっていたり、ごく初歩的な質問をして学生に答えさせるだけにとどまるなど、不十分といわざるを得ない授業も存在したことである。

第3に、展開・先端科目に分類された科目の中に、実質的には法律基

本科目や法律実務基礎科目と考えられるものが存在したこと，履修登録単位数に上限を設けるいわゆるキャップ制(5 - 5 参照)の趣旨からみて，自宅起案・即日起案と呼ばれる授業課題が授業時間以外に多数課されていること，チューターによる土曜補習が毎週設定されていることなどは，学生の自学自修時間を確保させることを難しくするおそれがないとはいえないこと，臨床科目の位置付けがやや弱いといわざるを得ないこと，成績評価基準につき，絶対基準とされる合否の水準をどこに置くかは各教員の裁量に任せられ，ばらつきがあり，その基準が学生に周知されないままであったことなど，認証評価基準の趣旨からして疑問とせざるを得ない状況が続いてきたことである。

第4に，こうした疑問点・問題点が一部を除きそのまま放置され，FD・自己改革委員会などで組織的な検討の跡が見られず，また，各系の分野別FD会議などで議事録等の記録が残されていないことなど，FDが組織的に実効性あるものとして十分に行われてきたのか疑問がないとはいえないこと，総じてこれまでの自己改革の姿勢において不十分な面があったと評価せざるを得ないことである。

上記に指摘した具体的な疑問や問題点については，本認証評価現地調査における指摘などを踏まえて，早速改善のためのいくつかの対応が取られており，早急に改善に向けた取り組みがなされるものと思われる。その際，当該法科大学院が，少人数できめ細やかな教育を可能とする体制にあること等の利点を活かし，あくまで本来の理想・理念に従って充実した法曹養成教育を模索し実現していくよう努力されんことを期待したい。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

早急に改善を要する問題点は多いものの，少人数の利点を活かしたきめ細やかな指導や当該法科大学院の「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の設定・活用などは評価でき，法曹に必要なマインド・スキルの養成につき，当該法科大学院は，法科大学院に必要とされる水準に達している。

第4 本認証評価のスケジュール

【2012年】

- 1月23日 修了予定者へのアンケート調査（～3月30日）
- 6月14日 教員へのアンケート調査（～7月13日）
- 6月14日 学生へのアンケート調査（～7月20日）
- 9月28日 自己点検・評価報告書提出
- 10月26日 評価チームによる事前検討会
- 11月25日 評価チームによる直前検討会
- 11月26・27・28日 現地調査
- 12月6日 評価チームによる事後検討会（評価チーム報告書作成）
- 12月27日 評価委員会分科会（評価報告書原案検討）

【2013年】

- 1月18・19日 評価委員会（評価報告書原案作成）
- 2月1日 評価報告書原案提示及び意見申述手続告知
- 2月22日 評価報告書原案に対する意見申述書提出
- 3月15日 評価委員会（評価報告書決定）
- 3月27日 評価報告書送達及び異議申立手続告知

以上